

令和2年 12月

# 篠栗町議会第4回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

# 会期日程

(会期：12月3日(木)～11日(金) 9日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	12	3	木	本会議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・議案の上程(提案理由説明)及び質疑</li> <li>・議案の委員会付託</li> </ul>
第2日	12	4	金	考 案 日		
第3日	12	5	土	休 会		閉 庁
第4日	12	6	日	休 会		閉 庁
第5日	12	7	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	12	8	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	12	9	水	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第8日	12	10	木	予 備 日		
第9日	12	11	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各付託案件委員長報告</li> <li>・採決</li> <li>・所管事務の閉会中の継続調査の件</li> </ul>
						閉 会

# 令和2年 第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令2年12月3日(木) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 8番 , 9番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 議案の委員会付託について

# 議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
86	篠栗町議会議員及び篠栗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
87	篠栗町立篠栗幼稚園民間移譲先選定委員会設置条例の制定について	文教厚生 常任委員会
88	篠栗町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
89	篠栗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
90	篠栗町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
91	篠栗町監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
92	職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
93	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
94	篠栗町職員旅費支給条例等の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
95	篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
96	篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
97	篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
98	昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする条例を廃止する条例の制定について	総務建設 常任委員会
99	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する等の条例の制定について	総務建設 常任委員会

議案 番号	件 名	付託委員会
100	篠栗町塵芥処理場設置条例を廃止する条例の制定について	総務建設 常任委員会
101	篠栗町町民農園設置条例を廃止する条例の制定について	総務建設 常任委員会
102	公有林野官行造林条例を廃止する条例の制定について	総務建設 常任委員会
103	工事請負変更契約の締結について [校内通信ネットワーク整備工事]	文教厚生 常任委員会
104	令和2年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)について	予算 特別委員会
105	令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
106	令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会
107	令和2年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会
108	令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会

# 令和2年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和2年12月7日(月) 午前10時開議

## 第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	12番	荒牧 泰範	議員
2.	5番	古屋 宏治	議員
3.	7番	栗須 信治	議員
4.	6番	田辺 弘之	議員
5.	3番	横山 和輝	議員
6.	2番	藤木 高裕	議員

# 令和2年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和2年12月11日(金)午前10時開議

- 第1, 「議案の撤回請求について」
- 第2, 議案第86号 篠栗町議会議員及び篠栗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 第3, 議案第87号 篠栗町立篠栗幼稚園民間移譲先選定委員会設置条例の制定について
- 第4, 議案第88号 篠栗町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第89号 篠栗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第90号 篠栗町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第91号 篠栗町監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第92号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9, 議案第93号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10, 議案第94号 篠栗町職員旅費支給条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第11, 議案第95号 篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12, 議案第96号 篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13, 議案第97号 篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14, 議案第98号 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする条例を廃止する条例の制定について
- 第15, 議案第99号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する等の条例の制定について
- 第16, 議案第101号 篠栗町町民農園設置条例を廃止する条例の制定について
- 第17, 議案第102号 公有林野官行造林条例を廃止する条例の制定について
- 第18, 議案第103号 工事請負変更契約の締結について  
[校内通信ネットワーク整備工事]
- 第19, 議案第104号 令和2年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)について

- 第20, 議案第105号 令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 第21, 議案第106号 令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 第22, 議案第107号 令和2年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第23, 議案第108号 令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第3号)について
- 第24, 常任委員会の閉会中の継続調査の件



令和2年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月3日(開会)

令和2年 第4回 定例会 会議録

日時 令和2年12月3日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩下勝正	2番	藤木高裕	3番	横山和輝
4番	品川静	5番	古屋宏治	6番	田辺弘之
7番	栗須信治	8番	村瀬敬太郎	9番	今長谷武和
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正		
教育長	太郎良順一	総務課長	立花博友
財政課長	藤忠文	会計課長	野寄勇
まちづくり課長	熊谷重幸	税務課長	有隅哲哉
収納課長	花田篤	住民課長	田村明広
健康課長	栗原俊孝	福祉課長	平山智久
産業観光課長	井上勝則	都市整備課長	堀雅仁
上下水道課長	城戸勝範	学校教育課長	浦上利浩
こども育成課長	松岡秀策	社会教育課長	松熊大

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	藤幸三
係長	伴秀代		

午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は5分ほど時間が過ぎております。申し訳ありません。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

ただいまより、令和2年第4回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットにメールで送信したとおりでございます。

それでは、これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、8番、村瀬敬太郎議員、9番、今長谷武和議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの9日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

従いまして、会期は、本日から12月11日までの9日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第86号から議案第108号までの計23議案でございます。

それでは、議案第86号から議案第108号までを一括議題とします。

町長に就任の挨拶及び所信表明と合わせて、提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年第4回定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

提案理由をご説明する前に少しお時間をいただきまして、就任のご挨拶とこれからの4年間に向けた私の思いを申し上げます。

先の町長選挙におきまして、お陰をもちまして再選を果たすことができました。

改めて、ご支援をいただきました皆様にお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

4年前にも申し上げましたが、私は、無投票当選を非常に重く受け止めております。地方自治運営において、師と仰ぐ東京大学名誉教授大森彌先生は、「現職首長の無投票当選となれば、過去4年間の実績が信任されたと思いたいところであろうが、たまたま対立候補が出なただけで、必ず信任されたとは言えない。むしろ、心を引き締め、驕ることなく、きめ細かく民意の所在を探る努力をしていかなければならない」と著書に書いていらっしゃる。

その通りでございまして、私も緊張感を持って、この4年間の町長職を全うすべく、これまで同様、全身全霊を傾けて努力してまいり所存でございますので、何とぞよろしくお願いいたします。

「着眼大局、着手小局」という言葉がございしますが、まさにその思いで、日々の職務を大事にしたいと考えます。そして、常に「私心なかりしか」と問うて、「利他の心」をもってことにあたることをお約束いたします。

敢えて申し上げるならば、これまで以上の情熱をもって職に当たることを肝に銘じておかなければならないと思っております。少しでも私のそのような思いに陰りが見えるようであれば、厳しくご指導いただきたく存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

新型コロナ禍のなかで、なかなか町民の皆様には訴えることは叶いませんでしたが、私は、今回の選挙に向けた活動において、「篠栗町の更なる自立を目指して」として九つの項目を掲げました。全てをここで申し上げることは控えますが、「防災に強いまちをつくる」や「高齢化社会を楽しく生きる」「障がい者も健常者も共に生きる」など、「自助」「共助」「公助」を基本とするものを柱の一つに考えました。

菅総理大臣が「まず自分でできることは自分でやる。自分でできなくなったら、家族とか、あるいは地域で支えてもらう。そして、それでも駄目であれば、それは必ず国が責任を持って守ってくれる。そうした信頼のある国づくりというものを行っていきたいと思います。」と語られた思いと重ね合わせ、「信頼のあるまちづくり」を行いたいとの思いであります。

そうしてその「信頼のあるまちづくり」を行うためには、先の大森先生の唱える「自助」と「共助」の間に、「互助」即ち自発性とゆとりと思いやりに基づく支え合い活動、家族・隣人・友人が無償で行う支援活動としての「互助」が息づくことが重要であると考えます。老いて身が弱っても、自分の生活に関することは自分で

判断し、できるだけ行おうとする個人の自助努力を尊重し励まし支援する。

まさに、私が今回の選挙に向けた発信テーマの一つであります。「65歳以上がピークを迎えるといわれる2040年問題を包み込む生き生きとしたコミュニティづくり」であります。そうした篠栗町をつくるために一つひとつ「着手小局」の思いで取り組んでまいります。どうぞよろしく願いいたします。

11月30日からの新たな4年間、私の4期目において議会からご指導いただいた点をしっかりと修正し、「篠栗町の更なる自立」のため、自治の両輪として議会に提案し、ご協議をお願いし、チェックをいただきながら行政運営を進めてまいりますので、何とぞよろしく願いいたします。

少し最近の全国町村や糟屋地区を巡る動きについてご報告いたします。

11月26日に全国町村長大会が、菅総理大臣、武田総務大臣はじめ多くの国の中枢の方々のご来賓の下に開催されました。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、各県の会長副会長のみの参加となりましたが、この大会において、13項目の通常決議のほか、「コロナ下、コロナ後社会を見据えた町村からの日本再生に関する特別決議」「全国的な防災・減災対策・国土強靱化の推進に関する緊急決議」を採択いたしました。

菅総理大臣や総務大臣からは、「町村の消費を活性化し、町村所得を増加させる。」「マイナンバーカードを令和4年度までに、国民の大多数が所有するための全国的なルールを作り上げる。」「税収の大幅な減少は、一般財源の確保によって補う。」「地方における関係人口の創出拡大を目指す。」など多方面にわたるご発信をいただき、私をはじめ出席した町村長は、大変心強く感じることができました。

12月1日、「福岡市地下鉄福岡空港駅・JR九州長者原駅接続促進期成会準備会」の糟屋郡7町の世話人として、筑豊地区2市3町の世話人である片峰飯塚市長とともに、要望書を福岡県知事、福岡県議会議長・副議長はじめ、自由民主党県連幹部の県議会議員の皆様にお持ちいたしました。

これから10年、20年先の話となるかもしれませんが、福岡の都心に向かうアクセスの多様化は、必ずや福岡都市圏東部に位置する糟屋郡と、その東にある筑豊地区の福北ゆたか線沿線の地域にとって有益になるものと期待しております。今後のハードルは高いとは思っております。飯塚商工会議所はじめ民間団体を巻き込んだ期成会結成を目指してまいります。

以上、私の新たな4年間のスタートに当たってのご挨拶と、直近の諸情勢をご報告いたしました。

続きまして、本定例会に提案しております議案第 86 号から議案第 108 号までの 23 議案について説明をいたします。

議案第 86 号は、「篠栗町議会議員及び篠栗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」であります。

本議案は、公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、令和 2 年 12 月 12 日から施行されることとなり、町村議会議員選挙及び町村長選挙において、条例で定めるところにより、町村が一定の金額の範囲内で選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ作成及び選挙運動用ポスター作成の費用を負担することが可能となることから、当該費用の公費負担に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第 87 号は、「篠栗町立篠栗幼稚園民間移譲先選定委員会設置条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町立篠栗幼稚園を民営の認定こども園とするにあたり、最も適切と認められる移譲先事業者を選定する選定委員会を設置するため、本条例を制定するものであります。

議案第 88 号は、「篠栗町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、本条例中、地方自治法の規定を引用している箇所について、制定年及び法令番号の記載方法を適正にするため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、制定年及び法令番号を 2 回記載している部分のうち、2 回目分について削除を行うものであります。

議案第 89 号は、「篠栗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、個人番号カード利用による印鑑登録証明書の交付を実施することに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、個人番号カード利用により、印鑑登録証明書のコンビニ交付について、新たに規定を設けるものであります。

議案第 90 号は、「篠栗町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、防災に関する様々な重要事項を審議するにあたり、多様な分野や専門知識を有する者を防災会議委員として組織するために、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、消防職員を防災委員に加え、委員の定数を30名に増員するものであります。

議案第91号は、「篠栗町監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、監査機能の更なる充実を図るため、現在は議会事務局職員が兼務することとしている監査委員事務局を独立して置くため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、議会事務局職員の兼務規定を見直すとともに、そのことに伴い、監査委員事務局の職員定数を新たに規定するものであります。

議案第92号は、「職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、本条例中、他の条例の規定を引用している箇所について、引用方法を適正にするため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、他条例の読み替え規定を改めるものであります。

議案第93号は、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、本条例中、労働基準法の規定を引用している箇所について、制定年及び法令番号の記載方法を適正にするため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、制定年及び法令番号を2回記載している部分のうち、2回目分について削除を行うものであります。

議案第94号は、「篠栗町職員旅費支給条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町職員旅費支給条例、篠栗町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び篠栗町議会議員の議員報酬等に関する条例の3条例中について、鉄道賃やバス運賃等の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、新幹線等利用時の座席指定料金を新たに規定し、グリーン車の利用については、適用基準を規定するものであります。

また、福岡市内の支給方法については、バス実費ではなく車賃の実費として支給できるものとするものであります。

議案第95号は、「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和3年1月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に係る基準について、当該世帯に給与所得者等が2人以上いる場合には、当該基準額に、給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものであります。

議案第96号は、「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、個人番号カード利用交付を実施することに伴い、対象となる証明書等交付手数料を定めることのほか、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、住民票の写しや印鑑登録証明書のコンビニ交付に係る手数料の徴収に関する規定を追加すること並びに額を定めること等であります。

議案第97号は、「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、施設の老朽化に伴い、勢門幼児プールを廃止する必要性が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、プールの循環ポンプ、濾過機、プール底面シート等の主要設備が経年劣化により使用できなくなったこと、及び近年の熱中症や新型コロナウイルス感染拡大防止への対策による利用状況に鑑み、当施設を廃止するものであります。

議案第98号は、「昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする条例を廃止する条例の制定について」であります。

本議案は、昭和天皇の大喪の礼は、平成元年2月24日に行われており、その日を休日とする条例であることから、その目的を終えたものとして、本条例を廃止するものであります。

議案第99号は、「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する等の条例の制定について」であります。

本議案は、町職員において、労務職として採用しているものがおらず、今後も正規職員として採用する見込みがないことから、その目的を終えたものとして、本条例を廃止するものであります。



また、関連条例については、引用法律名の一部改正を併せて行うものであります。  
議案第100号は、「篠栗町塵芥処理場設置条例を廃止する条例の制定について」であります。

本議案は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合処理施設の稼働により、篠栗町塵芥処理場は、現に運用を行っていないため、その目的を終えたものとして、本条例を廃止するものであります。

議案第101号は、「篠栗町町民農園設置条例を廃止する条例の制定について」であります。

本議案は、令和2年3月31日に、リフレッシュ農園ささぐりを閉園したため、その目的を終えたものとして、本条例を廃止するものであります。

議案第102号は、「公有林野官行造林条例を廃止する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町において公有林野等官行造林法により、国と契約をした官行造林地は存在しないため、その目的を終えたものとして、本条例を廃止するものであります。

議案第103号は、「工事請負変更契約の締結について」であります。

本議案は、「校内通信ネットワーク整備工事」について、458万4,800円を増額し、総額8,378万4,800円で旭陽電気株式会社と変更契約を締結するもので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容は、各学校の校舎及び体育館の電波状況を精査し、状況に応じてアクセスポイント5か所増設、また、遠隔授業等の可能性を踏まえ、安定した通信環境を整えるため、現在は各校100メガバイト程度のインターネット通信容量を1ギガバイト程度に増強するための変更であります。

議案第104号から議案第108号までの5議案は、「令和2年度補正予算」であります。

議案第104号は、「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）について」であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町一般会計歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億9,237万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億2,799万7,000円とするものであります。

まず、主な歳入につきましては、地方交付税のうち普通交付税を1億713万4,

000円、国庫支出金を2億2,454万円、県支出金を657万4,000円、寄附金を5,178万円、町債を220万円それぞれ増額するものであります。

主な歳出につきましては、総務費におきまして、企画費といたしまして、ふるさと納税寄附金に対する返礼品に2,000万円、LINEシステム導入委託料に297万円、ふるさと納税システム使用料に700万円をそれぞれ追加し、情報システム管理費といたしまして、リモートワーク環境整備事業に341万円を追加し、特別定額給付費といたしまして、新生児特別定額給付金事業に2,650万円を追加するものであります。

民生費におきましては、高齢者支援費といたしまして、福岡県介護保険広域連合事業費配分返還金に313万4,000円を追加し、障がい者福祉費といたしまして、自立支援サービス給付費に1,705万円を追加し、後期高齢者医療対策費といたしまして、後期高齢者医療療養給付費負担金に822万4,000円を追加、児童福祉総務費といたしまして、国庫補助金返還金に945万4,000円を追加し、児童運営費といたしまして、保育所児童運営費委託料に2,582万9,000円、国県補助金返還金に2,755万9,000円をそれぞれ追加し、児童福祉振興費といたしまして、高校生等子育て世帯支援給付金に2,200万円を追加し、児童育成事業費といたしまして、放課後児童健全育成事業費補助金に250万7,000円を追加するものであります。

衛生費におきましては、母子健康推進費といたしまして、養育医療費に200万円を追加し、予防費といたしまして、予防事業委託料に983万1,000円を追加、PCR検査委託料を580万円、医療機関緊急支援助成金を100万円それぞれ減額し、総合保健福祉センター運営費といたしまして、工事監理委託料に207万1,000円、オアシス篠栗レストランスペースオフィス化改修工事に4,545万4,000円をそれぞれ追加し、塵芥処理費といたしまして、粗大ごみ収集運搬費に209万6,000円を追加するものであります。

農林水産費におきましては、林業総務費といたしまして、林道小葉山線工事負担金に250万円を追加するものであります。

商工費におきましては、商工総務費といたしまして、小規模事業者緊急支援補助金を215万円減額し、宿泊促進事業補助金に280万円を追加し、感染症予防対策費補助金を649万1,000円減額し、観光拠点開設支援補助金に1,500万円を追加し、観光費といたしまして、鳴瀬ダム公衆トイレ補修工事他に250万円を追加するものであります。

教育費といたしましては、勢門小学校費といたしまして、校内放送設備更新工事に335万5,000円、支援学級増加に伴う教室分割工事費といたしまして、各小中学校費に合計2,405万8,000円、電子黒板化購入費に合計6,385万3,000円をそれぞれ追加するものであります。

諸支出金におきましては、繰出金といたしまして、水道事業会計補助金に4,546万2,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金に117万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

また、人事院勧告に伴う人件費等といたしまして、233万5,000円を追加するものであります。

次に、繰越明許費につきましては、オアシス篠栗レストランスペースオフィス化改修工事におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受けて実施予定の事業であります。完成までに期間を要するため、それに係る費用4,752万5,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、債務負担行為につきましては、庁舎環境衛生管理業務委託のほか3事業におきまして、令和3年度に2,354万3,000円、令和3年度から令和4年度に1,425万6,000円をそれぞれ追加し、小葉山線林道開設事業におきまして、平成30年度から令和5年度までの債務負担行為の期間の変更を行うものであります。

最後に、地方債につきましては、借入限度額を変更するもので、公共事業等債を220万円増額するものであります。

議案第105号は、「令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ3,262万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,749万9,000円とするものであります。

内容は、県補助金等の額の確定による返還金及び人件費の増額補正のほか、前年度繰上充用金の額確定による減額補正を行うものであります。

議案第106号は、「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、歳入歳出それぞれ117万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,145万4,000円とするものであります。

内容は、人件費のほか、後期高齢者医療制度見直し等システム改修事業に係る委託料及び後期高齢者医療広域連合へ納付する保険基盤安定負担金の額確定による増額補正を行うものであります。

議案第107号は、「令和2年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町水道事業会計予算を、水道料金の減免及び水道施設移転補償費の補正により、第3条収益的収入及び支出において、収入に474万1,000円を追加し、収益的収入の総額を5億4,244万6,000円とし、また配水管仮設工事費及び人件費の補正により、支出に472万1,000円を追加し、収益的支出の総額を5億4,046万6,000円とし、収益的支出額に対し198万円の黒字予算とするものであります。

議案第108号は、「令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）について」であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算を、人件費の補正により第3条収益的収入及び支出において、支出から9万3,000円を減額し、収益的支出の総額を8億8,406万円とし、収益的支出額に対して568万4,000円の黒字予算とするものであります。

また、下水道工事の設計変更に伴い、第4条資本的収入及び支出において、支出に800万円を追加し、資本的支出の総額を6億7,945万9,000円とし、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額1億8,119万9,000円は、損益勘定留保資金等1億8,119万9,000円で補填するものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第86号から議案第108号までの23議案を一括議題といたします。

お諮りします。

議案第86号から議案第103号までの18議案につきましては、タブレットに掲載の議員付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第104号から議案第108号までの補正予算5議案について「議長を除く11人で構成する予算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申合せにより、委員長は、7番、栗須信治議員、副委員長は、5番古屋宏治議員です。

最後に、報告第16号と報告第17号については、総務建設常任委員会で報告を受けたいと思います。

よろしいでしょうか。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、散会といたします。

散会 午前10時42分

令和2年第4回(12月)

# 篠栗町議会定例会

12月7日 (一般質問)

令和2年 第4回 定例会 会議録

日時 令和2年12月7日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
10番	阿 部 寛 治	11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正		
教 育 長	太 郎 良 順 一	総 務 課 長	立 花 博 友
財 政 課 長	藤 忠 文	会 計 課 長	野 寄 勇
まちづくり課長	熊 谷 重 幸	税 務 課 長	有 隅 哲 哉
収 納 課 長	花 田 篤	住 民 課 長	田 村 明 広
健 康 課 長	栗 原 俊 孝	福 祉 課 長	平 山 智 久
産 業 観 光 課 長	井 上 勝 則	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範	学 校 教 育 課 長	浦 上 利 浩
こ ども 育 成 課 長	松 岡 秀 策	社 会 教 育 課 長	松 熊 大

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。傍聴の際は、皆様へ配布しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、ご協力いただきますようお願いいたします。

一般質問を行います前に、議員の皆様をお願いいたします。コロナ禍の中でありますので、不急の質問等については、議員自身の判断で手短にお願いいたします。

日程第1、「一般質問」を行います。

質問者は、6名でございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆さんに議事進行に際してお願い申し上げます。

リアルタイムでの配信を行っていますので、質問議員も答弁者も言葉遣いには気をつけるように求めます。発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。ご協力ありがとうございました。

それでは、順次質問を許可いたします。

質問順位1番、荒牧泰範議員。

○議員（荒牧 泰範） おはようございます。

議席番号12番、荒牧でございます。

2点町長に質問させていただきます。

まず「主要道路の円滑な通行の確立を望む」ということで、以前は福岡市へ向かう道路の朝のラッシュは、粕屋町から東区、吉塚で起こっておりましたが、近年は篠栗町内を抜けるまでが相当な混みようです。

第一の原因は門松交差点の信号機の待ち時間の東西と南北の時間差で、これは立体交差が完成すれば解消すると思われませんが、問題は役場前から町民体育館前信号間の各信号機の部分で、朝のラッシュ時に限らず慢性的な渋滞です。

どの交差点も右折帯がなく、田中庄線との交差点は、右折待ちの車が多く、いつも車が並んでおりますし、新町丸林線との交差点の信号は、役場前と駅前の信号とリンクしていないため、朝、送りに来られた方が尾仲方面に出ようとしてもこの信号が赤で1台も道路に出られない光景が多々見受けられます。

スムーズな通行は住み良い町の大事な要件ですので、速やかに解消するべきと思います。



そこで、各交差点に右折帯を設置するよう計画を立てていただきたいと思いますし、新町丸林線の手押し式信号は、以前の質問では、リンク出来ないとの答弁でしたが、もう一度策を練っていただくか、住民の皆さんから「信号間が近過ぎる」との声もあるので、撤去も一つの手と思われかもしれませんがいかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

それでは、荒牧議員の「主要道路の円滑な通行の確立を望む」というご質問にお答えいたします。

新たに臨む議会の最初の一般質問において、今後、更なる利便性を求められる中心市街地の将来像についてのご質問であろうかと思えます。

ただいまご指摘の役場前から町民体育館前交差点信号間における渋滞に関してでございますが、現在この間の交差点信号機は、篠栗町役場前、篠栗駅前、交差点名表示がない新町丸林線交差点、それから若杉登山口、もう一つ、交差点名表示がない田中庄線交差点、そして、町民体育館前の6か所でございます。

交差点部に右折帯を設置する計画につきましては、道路管理者である福岡県土整備事務所に計画をお願いすることとなりますが、現状の道路幅員に対して、更に用地を確保することが求められることとなります。

現在、主要幹線道路の整備が優先的に実施されており、改良は容易ではございませんが、引き続き私どももこの実態をしっかりと説明しながら、県土整備事務所をお願いに上がりたいと思っております。

信号機の制御につきましては、交通管理者である粕屋警察署に確認いたしましたところ、現在は朝、夕の交通量の多い時間帯においては、連動で制御しており、押しボタン式信号もサイクルタイムに合わせて作動させており、通勤時間や昼間などの交通量及び南北からの横断者の安全も確保しながら、サイクルタイムを時間帯で可変させ設定しているとのことでございます。

個人的には、私の家のすぐ前の信号機の撤去についてでございますので、なかなか私にとりましても酷な質問でございますけれども、廃止するというのは、ちょっと難しいかなというふうに思っておりますが、粕屋署の判断は、役場前から若杉登山口までの区間は、設置間隔が短いこともあり、地域住民の皆様の合意形成が得られた場合、可能であるとの回答でございました。

ただし一旦撤去しますと、設置するのは非常に手間がかかりますが、撤去します

となかなか再設置というのは難しゅうございますので、既存にある信号機ということで、どこかに移設するという事で町内の個数を減らしたくないというのはございます。考え方といたしましてはですね。

撤去につきましては、設置に至った経緯や地域住民・利用者の意見などを十分踏まえたうえで、判断をしていかなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問はございますか。

荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 2点ほど、まず1点目が、新町丸林線の交差点というのが、今おっしゃったように、町長のお宅から出てきたところで、町長個人として非常に扱いづらいところだと思いますが、ただ、あそこの信号は、出てこられて県道に突き当たりますと、駅に向かわれる方は、もう何メートルか右に歩けば駅前信号ですし、それをそのまま突っ切って線路に当たって左に行こうとしたら、それも次の信号で賄える。

要するに、無くなれば利便性が落ちるのはわかりますが、町全体として、新町周辺住民の皆さんの利便性が僅か落ちると、全体の交通の体系が整うという、それを考えるとやっぱり一考いただきたいなと思うので、そこはもう一つ踏み込んで考えていただきたいなと思っております。

2点目が、これは随分前の話ですが、右折帯設置と言いますと、尾仲津波黒線と県道607号線、あるいは昔、非常に尾仲津波黒線が混雑しておりまして、本当に朝夕動かない状態だったんですが、時の議員さん、以前議長をしていらっしゃった古屋修助議員さんが、これじゃいかんということで、地元住民の方に、必ず役場を、首長、執行部を説得して右折帯を付けさせるので、近隣住民地権者の方に、どうかひとつ、その幅がとれるように、構築物等を建築なさるときはセットバックも考えてやっていただきたいという旨でお話をされて、住民の皆さんもOKですのでそのあと予算がついたという経緯がございます。で、県土事務所のほうの都合もあるんでしょうが、要はやろうとしたときに、用地買収からかからなくちゃいけないでは遅いと思うんです。

ですから、町として右折帯を付ける方向性を明確に打ち出させていただいて、それを住民の皆さんにご理解いただき、いざ予算がついたというときに、速やかに、移行できるようにするべきと思うので、ここで、右折帯は町長としてやっぱり必要なんだという一言が、住民の皆さんのためにもなると思うんですがいかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） まず、1番目の新町丸林線の手押し信号の件でございますが、貴重なご意見としていただきますので、また、これについては、こういうご意見もあるよということ、新町の方々が利用しているわけでは決してございませんので、庄からずっと来られて駅に行かれる方が利用されてあるわけでございますので、ほかの信号もあるよということも、今のご意見を参考にお話しする機会を持たなければいけないかなと思います。

2番目の右折帯につきましては、今一番必要だということ、町民体育館前の交差点というご指摘であろうかと思いますが、これにつきましては、今お話しのように、こういう準備もあるよということも具体的にお示しした上で、県土整備事務所に依頼をかけ、お願いをするというのが筋とも思いますので、そのような準備を、まず私どもがしていかなければいけないというのは、おっしゃる通りであろうかと思いますが、そのようにいたしたいと思いますが、その他の交差点については、やはり右折量によって、右折帯を設けるか設けないかということにもなろうかと思いますが、順次、検討していくことになろうかと思いますが、よろしくお願い致します。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） ありがとうございます。

現状を見てみますと、町民体育館前にプラスして、田中庄線との右折も随分詰まっているようなので、そこもひとつ加味していただきたいと要望して、2問目に移ります。

よろしいでしょうか。

○議長（阿部 寛治） どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 2問目「主要道路の円滑な通行の確立を望む（その2）」で、県道607号線の混雑を避けるため、町民の皆さんや、篠栗町をよくご存じの方は、上町水車橋線を迂回路としてよく使われますが、この道路も決して広いとは言いがたく、その上電柱が多く、両サイドの水路の上の使用料を支払い占有してあるところもあり、場所によっては離合できない地点が多々あります。

以前も無電柱化の質問をいたしました、この道路、俗にいう旧道の無電柱化も住みよい町づくりには欠かせないと思いますが、国も無電柱化を進める国会議員の会が補助金等について働きかけをなされているようですし、適合する制度があれば近隣町に先駆けて、この生活道路を無電柱化するべきと思いますが、町長いかがで

しょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、2番目のご質問の「無電柱化に関する」ご質問について答弁いたします。

電線等の地中化、いわゆる無電柱化に関しましては、荒牧議員からも以前一般質問でご提起いただきました。その際もお答えいたしました。現状ではコスト面や地上部の施設スペースが必要となることや、既設の上下水道などの埋設施設により、狭い道路での施工が困難な状況でございます。

また、低コストに向けた手法の取り組みにおける、浅い位置に埋設することが可能となる埋設基準の緩和や、小型化したBOX内にケーブルを埋設する「小型BOX方式」、ケーブルを地中に直接埋設する「直接埋設方式」など検討が行われているわけですが、設置後のメンテナンスの問題や施工性に関して、いずれの工法につきましても、先進地での施工状況・補助事業の適用などの情報を参考に、導入には更に検討が必要であろうかというふうに思っています。

また、上町水車橋線は、路線の両側に水路が存在するため、無電柱化の施設スペースの確保は、非常に厳しいものと思われまます。

一方、河川占用につきましては、建て替えの際、進入路としての占用は可能でございますが、水路部への建築はできませんので、今後、こういった通路部を有効に活用するような取り組みを視野に入れて考えていくべきであろうというふうに思っているところでございます。

9月に国土交通省道路局の審議官と無電柱化についてお話しする機会がございました。その際、この所管は、今はまだ経済産業省において主に取り扱いっており、この地域では無電柱化の必要がありと判断されれば、必要な財政措置を行う可能性もあるようだとのご意見でございました。どのような地域について前向きな措置が可能であるのかについては、次回、上京の折に、直接経済産業省に伺い、見解をお聴きしてこようと思っておりますので、それについては、またご報告したいと思います。

以上です。

○議員（荒牧 泰範） 終わります。

○議長（阿部 寛治） 終わりですか。

では、次に移ります。

質問順位 2 番、古屋宏治議員。

○議員（古屋 宏治） おはようございます。

議席番号 5 番、古屋宏治でございます。

今回は、自治会への加入促進についての質問をいたします。

1 年前に荒牧議員が、組合未加入者への行政区の対応指針の質問をされていらっしゃいますので、一部重なるところがありますが、よろしく願いいたします。

地域での暮らしはいろいろな面で、その地域にお住まいの方々によって支えられております。

町内では、いろいろな組織やグループでの集まりがあります。その大きな柱が自治会であり、大きな役割を果たしております。公民館や集会所の維持管理、防犯灯管理といったことから、夏祭り・運動会・球技大会などの行事、防犯や防災のための自主防災会議や子どもやお年寄りの見守り活動等、幅広い活動が自治会加入者の皆様の協力によって進められております。

また、いろいろな災害での 1 番の頼りになるのがご近所に住む方々であり、日頃からのお付き合い、交流が必要であると考えます。

私の近所にも、ひとり暮らしの高齢の方が数名いらっしゃいます。やはり顔を覚えることによって、いろいろな手助けができると思っております。数週間顔を見なければ、どうしてあるのかなと思い、顔を見に行ったりしております。今では、何でもデジタル化と言われておりますが、そういうアナログ的な繋がりも必要ではなかろうかと考えます。

将来的に人口減少、高齢化が進んでいく中で、今後は、ますます共助の基盤づくりが重要になってまいります。自治会の加入世帯が今後も減少していけば、高齢化、独居化による孤独死の増加、地域で守り育てる子育て機能の低下、火災や地震、風水害に対する地域防災機能の低下、犯罪や事故に対する地域防犯機能の低下、祭りや年中行事の継続困難による地域文化の衰退、行政からの情報伝達などの連絡調整機能の低下など、町にとっても、地域にとっても、大きな問題となってまいります。

そのためにも、自治会加入世帯を増加させることが、活力ある地域社会づくりに繋がると考え、次の質問をいたします。

①町の過去 5 年間の自治会加入世帯（加入率）の状況をお尋ねいたします。

②加入世帯が減少していれば、減少についての問題意識と、今まで様々な取り組みをなされてきていると思いますが、その対策について見解をお尋ねいたします。

③加入世帯を増やしていかなければならないことは、行政も区長会も共通の課題

であると思いますが、区長会の総意をお尋ねいたします。

④各行政区からの要望、これは加入者からの強いお願い、要望であると思いますので、年間の要望件数と達成率をお尋ねいたします。

⑤町が考える、また想定している今後の自治会の姿についてお尋ねいたします。

⑥第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、協働のまちづくり補助金事業の推進、目標を年間申請数15件と掲げてあります。年間件数と事業目的をお尋ねいたします。

以上、6項目よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 古屋議員の「自治会への加入促進について」のご質問についてお答えいたします。

自治会のあり方、自治会加入の促進は、各区において大きな課題であると同時に、高齢者や子どもの見守りや防災の観点などからも大変重要なテーマでございます。

3日の挨拶でも申し上げましたが、「自助」「共助」「公助」の中で、「自助」と「共助」の間に考えられるべき「互助」の具体的行動組織が隣組であり、「自助」「互助」「共助」を担うのが各区の自治会であろうかと考えます。そうした点を十分に踏まえて、ただいまのご質問を受け止め、各項目については、担当課長から答弁いたします。

①から⑤については、総務課長がお答えいたしまして、⑥については、まちづくり課長がお答えいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（立花 博友） それでは、まず初めに、①の町の過去5年の自治会加入率の状況についてお答えいたします。

各年度4月1日現在でございます。

平成27年度72.7%、28年度73%、29年度70.3%、30年度70%、31年度69.7%、それと令和2年度は68.6%で、平成27年度から4.1%低下しているのが現状でございます。

次に、②の減少についての問題意識と、これまで取り組んできたその対策についての見解でございますが、平成29年度に自治会への加入を呼びかける基本的な方法をまとめた自治会加入促進マニュアルを作成し、各区に配布しております。

また、転入者に対し、自治会加入を促進するパンフレットをリニューアルいたしまして、住民課窓口で配布しておりますが、自治会加入率の低下を防止できていないのが現状でございます。

次に、③の加入率増加に向けての区長会での総意についてでございますが、区長会の中でも、近年減少傾向にある自治会加入率の上昇をテーマとして検討されているところであり、特に令和元年度集中して検討され、区長会からの意見を取り入れまして、令和2年度から町のホームページに、自治会活動の紹介や加入申込みができるサイトを作成したほか、転入者に配布している組合加入を促進するためのパンフレットを再度リニューアルいたしまして、内容の充実やQRコードから町のホームページへ移行できるようにするなど、町としても支援を強めているところでございます。

現在のところ1件ではございますが、ホームページ上から組合への加入申込みを受けております。

次に、④の各行政区からの要望事項の年間係数と達成率についてでございますが、本年度は、年度途中ですので、令和元年度につきましてお答えいたします。

要望件数は119件で、当該年度対応件数71件、次年度以降対応件数18件、他機関への進達・依頼9件。年次計画で計画予定10件。その他、協議・実施困難等11件でございます。協議・実施困難等を除くと、達成率は概ね91%でございます。

最後に、⑤の町が考える今後の自治会についてでございますが、古屋議員が言われるよう、将来的に人口減少、高齢化が進んでいく中、今後ますます、共助の基盤づくりが重要になってくるものと考えております。そのためにも、地域を考える人材を育て、自治会の加入率の低下を防ぎ、更に地域の結びつきを上げることが望まれます。町でも地域のニーズや問題点の把握、地域の課題解決連絡・支援体制の構築などを行えるよう、第6次篠栗町総合計画にも地域担当職員の設置を掲げており、令和3年度からの設置に向けて、引き続き、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） 続きまして、「篠栗町協働のまちづくり事業補助金の年間申請件数と事業の目的」についてのご質問にお答えいたします。

令和2年度における申請件数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、現

段階での受付件数は5件に留まっております。

次に、本事業の目的でございますが、住民、事業者及び行政の協働による地域コミュニティの活性化及び特色あるまちづくりの推進を行うことで、住民のまちづくりへの思いを実現し、自主的な活動を支援するため、町が補助金を交付するものでございます。

現在、高齢者の引きこもりや地域のコミュニケーション不足が問題視されていることから、地域交流の活性化を進めていただくきっかけとして活用いただけるよう町としても更なる周知活動に注力して参りたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 再質問どうぞ。

○議員（古屋 宏治） やはり、少しずつ減少しているようでございます。

区長会でも大きな問題として、会議を重ねてこられたと答弁もありましたし、区長さん方からもお聞きしております。

区長会や職員の皆様が、パンフレットの見直しや変更、またホームページの更新等々。また、聞いておりますところによりますと、自治会加入率向上委員会などでも、いろいろな努力をしてあるにもかかわらず、年々減少しております。

先ほどの答弁でも5年間で4.1%の減少ということでございます。

先ほど述べられました令和3年度からの担当職員の配置の計画の件ですけれども、職員の方々もいろいろな仕事を抱えて大変ではあるかと思いますが、自治会加入率の向上と各行政区での問題解決に取り組んでいただきたいと。それで、この配置の職員の方の仕事の内容でございますけど、総合計画で主な取り組みを掲げてありますが、初めから、何でもかんでもということはいかないことは承知しております。ある程度の時期を見て、一番大事なこの未加入世帯への加入のお手伝いをしていただければと思います。

区長さん方は、基本2年で交代されますし、その下の組長さん方は、1年で交代されます。なかなか加入促進のフォローが続かないようでございます。

平成27年度からの「篠栗町まち・ひと・しごと総合戦略」では、自治会加入促進目標が75%でした。令和2年度からの第2期では、70%の維持となっております。

是非この一番の問題である未加入世帯の加入促進を区と行政が協力し、まずは、この目標の70%台が、令和3年度若しくは令和4年度に達成できるよう、ここに力を注いでいただくことは可能でしょうか。



○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいま再質問の中でお話がありましたように、大変残念ながら第1期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で75%を掲げて、いろいろな策を練ってまいりましたが、現実的には70%を切る状態になってしまったということで、改めて、この5年間ということに限って、実現可能な目標として70%を挙げ、そしてまた、今、ご質問の中にありました各区に職員を配置するということにつきましても、この未加入世帯の促進というのは、非常に重要な役目になるかと思っております。

まずは、この70%を早期に達成できるよう区長会、あるいは、私ども町としてしっかりと住民の皆さんに、区に入るメリットをもっと強くお示ししながら進めてまいりたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 再々質問ありますか。

はい、どうぞ。

○議員（古屋 宏治） ありがとうございます。

よろしく願いいたします。

それともう一つ、これは各行政区によって条件が違いますので、区長会と申しますか、各区の判断ではあると思いますが、以前にも区長会で議論されたと聞いておりますけれども、年齢制限の件でございます。

今まで地域のために苦勞され支えてこられた方々が、金銭的負担や地域の世話役になるのが体力的に難しいなどの理由から、自治会から抜けられるのは、町が掲げる「様々な世代が地域で豊かに暮らせる仕組みづくり」の目標から離れていっているような気がいたします。

例えば、80歳以上の世帯は、区費等の金銭的なものは無償と、組合役員も免除と、そういう中で高齢者の方々も積極的に加入していただくと、町が区にちょっとした何らかの補助をしていただき、区は区で区費を数十円上げるなどの各区枠での判断努力と、町は何らかの名目での補助をとっております。

それともう一つ、これはある区の区長さんの案らしいのですが、ごみ袋を加入世帯に対して区が販売し、半額で購入できる仕組みを考えていただければと思います。

自治会加入離れの今、先ほど町長述べられましたとおり、何らかの目に見えるメリットが必要ではなかろうかと思えます。

それで何を言いたいかといいますと、高齢者世帯を除く方々が、自治会に名前だけ加入されたということでは、加入の目的を達しておりませんが、まずはやっ

ぱり加入していただくことが大事であると思います。

それで、先ほども言いました加入したくなるような、この大きなメリットを検討していただきたいという点と、もし、先ほど申しました各区が、年齢制限やゴミ袋の販売などを検討されれば、その分、区に負担が掛かってまいります。

区にも努力が必要と思いますが、町としても何らかの名目で、更なる補助をお願いできないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） まず、最初にお話がありました、区における年齢制限を設けて、ある一定の年齢以上になれば、区費の免除等々の施策をやっていくということにつきましては、基本的には区にお願いしなければいけないことではございますが、このような貴重なご意見もあったということ、早速、次の区長会に、私の方からお話し申し上げまして、次年度に向けて、そういう策を具体的に取れるようなところがあれば、まず、1区、2区始まって、それから、全体に進んでいけばいいかなというふうに思っておりますので、早速審議を申し上げたいと思います。

もう1点、区加入の方々に何らかのメリットを、もう少し具体的な、いわゆる金銭的なメリットがあればいいのではないかと考えてございます。

私どもこれまでは、いろんな区に対する補助金という形で、リサイクル補助金であるとか、あるいは敬老会等々の補助金であるとかをやってきましたけれども、これについては、対象人口が非常に多くなってきたり、あるいはリサイクル奨励金の趣旨からして、双方を減額したりしてきております。

歳入に見合った区の運営をお願いしますということをおっしゃってありますが、それは一方で、補助を減額するのと代わりに、もっと効率的ないろんな取り組みをすること、非常に大事なことではなかろうかというふうに思います。

この区民としてなられてある方のいろんな面でのメリットを金銭的に、あるいは経済的に享受できる、そういうことをもう少し細かく考えてみたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 再質問ございますか。

はい、どうぞ、古屋議員。

○議員（古屋 宏治） それでは、よろしくお願いたします。

最後に要望でございますけれども、協働のまちづくり補助金事業も、自治会加入向上の一つの策であると思いますので、申請件数がまだまだ少ないようでございますので、そちらの方にも力を入れていただくよう要望して終わります。

○議長（阿部 寛治） 引き続き、質問順位3番、栗須信治議員。

○議員（栗須 信治） 議席番号 7 番、栗須信治です。

よろしくお願ひいたします。

防災の総合力を高めるといふ視点からお尋ねをします。

今年 7 月の九州豪雨など、日本列島は、近年、豪雨によって川があふれたり、土砂崩れが起きたりして、人命を奪われる被害が相次いで発生しております。

防災や減災のための知恵が今ほど希求されることはありません。

そこで、以下の点を尋ねます。

1 点目は、防災の要、消防団についてであります。

地域防災力の主たる役割を担ってきた消防団は、地域の都市化や核家族化により、団員数は年々減少しております。団員はサラリーマン化し、7 割以上が被雇用者であります。平日、昼間の火災など、地域防災力の低下が懸念されます。団員確保は、当面の課題であります。具体策をどのように考えておられるのか。また、消防団の補完として、火災や大規模災害等において出動する機能別消防団員制度を導入する考えはないか。

2 点目でございますが、自主防災組織についてであります。

自主防災組織は、地域の防災力を高め、安全で住みやすい地域づくりを進める点からも重要であります。また、地域防災のための住民活動は、様々なコミュニティ活動の核となり、強化する必要があります。そこで、自主防災組織の現状と課題、今後どのように支援強化していく考えであるか、お尋ねします。

3 点目は、防災マップについてであります。

2018 年 7 月の西日本豪雨では、51 人の犠牲者が出た岡山県倉敷市真備町で浸水が予想された場所と実際に浸水した場所がほぼ一致していたことから、防災マップの重要性が高まっております。自分の住んでいる場所がどれくらい危ないかが分かる防災マップを知り、命を守る行動につなげなければなりません。その最新版の改訂作業が進められておりますが、有効活用するためサポートする普及員やリーダーの養成が必要と考えますが、どのように周知徹底していく考えであるか。

以上、3 点についてお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

答弁お願ひします。

○総務課長（立花 博友） それでは、栗須議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、消防団員確保のための具体的な方策といたしましては、様々な媒体や手段を活用した広報と、仕事をしながらでも消防団活動を行いやすい環境をつく

る取り組みを現在進めております。

広報につきましては、少し前までは、区長さんの協力をいただきながら、団員による直接の勧誘や広報紙への団員募集を中心に行ってまいりましたが、現在はこれまでの方法に加えまして、町ホームページやフェイスブック、インスタグラムなど、様々な媒体を活用いたしております。

また、女性消防隊による防火週間時の商業施設や駅前での街頭啓発活動をはじめ、次世代を担う子どもたちに消防団を知ってもらうため、小中学校での防災教室やイベントに参加して、消防団の活動や役割について伝えているところでございます。

機能別消防団制度につきましては、篠栗町消防団には、先にもありました女性消防隊が組織されており、火災予防や広報活動、救急救命や防災に関する講習、非常時の救命活動や避難所運営も実施するなど、機能別消防団としての役割を担っております。

また、学生や町内で働く町外在住の方についても入団を認めておりまして、実際、各班において活躍されております。

今後は、消防団を退団されたOBの方々にも、長年の消防団活動で得た経験を各行政区の自主防災組織で活かしてご活躍いただけるよう、防災士の取得等を町としても勧めてまいりたいと考えております。

次に、2の自主防災組織の現状と課題、今後どのように充実強化していくかのご質問にお答えいたします。

町内21行政区には、自主防災組織が組織されておりますが、地理的状況や各行政区の運営方針などに違いがあり、自主防災組織の活動が積極的に実施されている行政区もあれば、そうでない行政区もあるのが現状でございます。

自主防災組織が活性化するには、その地域に住む人たちが、その地域の防災上の危険性や近隣の状況などを理解して、自発的に防災や災害時にどのような行動をすればよいのかを考え、地域で協議することが必要であり、その機会を創出することが課題であると考えております。

そのため、町では防災マップの改定を行い、地域の防災上の危険箇所をはじめ、災害が起こる前の準備や災害が発生する恐れがある場合の行動、避難所や自主防災組織の活動の方向性などを掲載する予定といたしております。

その情報は、様々な媒体を介して発信することといたしております。

また、篠栗町防災士育成事業助成金制度を活用し、本年度中に30人ほどの方が防災士の資格を取得する予定となっております。

その方々は、今後各行政区で自主防災組織の活性化に携わることとなっており、町としても防災士の方々が自主防災組織で中心的な立場で活動できるように研修会などを開催し、フォローアップすることで、自主防災組織の更なる活性化につなげたいと考えております。

3の防災マップの有効活用をサポートする普及委員やリーダーの養成及びどのように周知徹底していくのかについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、防災マップが様々な場面で活用され、防災への理解が深まるのが、命を守る行動につながるものと考えます。

防災マップの普及については、防災担当職員が中心となり実施してまいります、防災士となられる方や消防団員には、その一端を担っていただけるよう、講習会や訓練を実施する予定でございます。

今回作成する防災マップは、B4サイズの冊子タイプとなっており、一般の冊子より大きく目立つデザインで、家の中でも埋もれにくいものとなっております。

また、パソコンやスマートフォンからも詳細を閲覧でき、ページごとに印刷できるようデジタル化を行うことといたしております。

併せて、広報紙や様々な媒体での紹介、防災に関する訓練や研修会での活用を促し、幅広い場面で周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○議員（栗須 信治） 1点目の消防団の団員確保は、いろいろと苦勞をされているようでございますが、私もOBとして支援をしていきたいと思いますが、さて、団員確保の方法として消防団員の定年延長ということも考えられます。篠栗町消防団の定年は45歳と聞いておりますが、定年延長の議論をされたことがあるのか。

それについてお尋ねします。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（立花 博友） 以前は42歳ぐらいだったと思いますが、それを45歳に上げてから、今のところ、まだ、その定年延長については、議論しているところではございませんが、将来的にどんどんこの消防団が衰退していくようなことになれば、定年延長も含めまして、また消防団を終わられましたOBの方も協力いただきながら、その辺りは、今から進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、栗須議員。

○議員（栗須 信治） 参考までに申し上げますが、糟屋郡では、久山町が定年が40歳、これは7年前に35歳から40歳に延長されたようでございます。宇美町、須恵町、志免町には、定年の規定はございません。ちなみに、福岡市は、定年が65歳であります。班長以上の定年規定はないようでございます。

定年延長につきましては、慎重に考えなければなりません、選択肢の一つであるということを申し上げておきたいと思えます。

次に、機能別消防団についてであります、少し掘り下げて話をしたいと思えます。現在、全国の消防団2,209消防団のうち、397消防団、約18%が既に導入しております。年々、これは増加傾向にあります。

ここで、東北にございます南部町消防団の機能別消防団の設置に関する要綱を紹介したいと思えます。

8項目ありますが、その中から大事なものを紹介します。

その中から目的は、火災大規模災害等において、不足する消防力を補完する。

任命要件は、①元消防団員として5年以上の経験を持つ、②70歳未満とする。

処遇につきましては、①報酬は支給せず、費用弁償を支給する。出動1回につき1,000円。

②公務災害補償は、基本団員（現団員）と同じ。

③表彰は具申しない。

訓練等の項目では、式典等の活動には参加しない。必要とする訓練を行う。

このように、任用の要件や処遇は、各消防団が独自に設置することが可能であり、地域に即した任用ができます。導入に際しましても、現体制を変更することはありませんし、住民や現役団員も平日昼間の災害など心強いと思えます。

現役消防団や関係組織の意見を聞きながら進めていただきたいと思います、改めて、課長の決意をお聞きしたいと思えます。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（立花 博友） もう現状維持というか、団員確保が難しくなってくると思えます。そうなってくれば栗須議員のおっしゃる機能別の消防団員制度、そういうものも十分に活用してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、栗須議員。

○議員（栗須 信治） 続いて、自主防災組織の支援強化についてお尋ねします。

防災士育成などで活性化を図りたいというような内容でございましたが、私は正しい方向性だと思っております。

その防災士について少しお尋ねをしたいと思います。

助成金が支給されるということでございますが、防災士取得には、私が調べたところでは、取得試験や申請について8,000円近く掛かるんじゃないかと思うんですが、どのくらい受講者に対して補助金が出るのか、また防災士の資格取得者を町の方で把握してあるのか。

この2点について、お尋ねしたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 総務課長。

○総務課長（立花 博友） 今回、防災士の試験の取得費用につきましては、半額を町の方から負担するという形にしております。

区の方からのご推薦で、区の方で半分は負担していただけないかというお話もしたところで、町が半額出しましょうということで、その分を半額負担するということに今回なったところでございます。

今回、県の方の主催事業であった点で、今年に関しましては、かなり金額が低い設定になっておりますので、半額負担ということで、一応ご了解いただいているところで、半額負担でございます。

それから、もう一つ、全体的な数というのは、今年の方に関しましては、数は把握しておりますが、以前受講されて自主的に取られた方、それから転入される前に取ってある方もおられます。

その辺りにつきましては、町での把握はできていないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、栗須議員。

○議員（栗須 信治） これからは是非、把握をしてですね、防災の強化につながると思いますので、よろしく願いいたします。

この資格取得につきましては、各行政区からということもございますが、各種団体や協力企業など、幅広く呼びかけた方がいいんじゃないかと思えます。

九州では、相次ぐ災害の発生によりまして、防災士の資格取得に各自治体が熱心に取り組んでおります。ぜひ支援強化に努めていただきたいと思います。

それから、先ほど古屋議員の質問の中で、地域担当職員の配置という話がありました。これにつきましては、自主防災組織の強化や防災マップの周知など、行政とのパイプ役として、私も非常に期待しておりますので、できるだけ早く実現して

いただきたいと、このように思います。

それから、防災マップについてでございますが、住民一人ひとりが、自分に合った避難行動を決めておくマイタイムラインの作成普及をどう進めるかが重要だと考えます。

そこで尋ねますが、マイタイムラインの作成様式みたいなものを配布する考えがあるのか、これについてお答えをお願いします。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（立花 博友） マイタイムラインにつきましては、防災マップ上に、一応こういった形でということを作るという形では、そのページ数で掲載する予定にしております。

一番端のところに「自分だったら」というのは、若干載せるところはあるんですが、全体的なことを考えて、それなりの様式につきましては、ダウンロードできるような形でちょっと考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、栗須議員。

○議員（栗須 信治） このような記入様式がありますと、小中学校での防災の授業の折に、防災マップを見ながらそういうものを子どもたちに使わせるとか、自主防災組織の会合などで、皆さんがそれに基づいて作るとか、いろんなところで使用できると思いますので、ひとつ検討をお願いしたいと思えます。

それからもう1点ですね、組合員の方への防災マップの周知徹底は、ある程度組合等を通じてできると思いますが、組合員以外の方への周知、これをどのように考えてあるのか、それをお尋ねします。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（立花 博友） 現在のところ防災マップにつきましては、組合員の方に、広報等と一緒に配布する予定にいたしております。

組合員以外の方につきましては、防災マップ自体は作っておりますので、取りに来ていただけるか、又は、町のホームページには、その辺りは掲載するような形にはしておりますので、その辺りのところで防災マップも含めて今度の分については、知っていただくっていうところに、今のところは限定になってくるのかというふうに思っておりますが、栗須議員の言われるように、組合に入っていない方がどうやってその情報を知るのかというのは、一つ検討課題だとは思っております。

以上でございます。



○議長（阿部 寛治） はい、栗須議員。

○議員（栗須 信治） 浸水想定区域や、土砂災害危険区域の世帯には、やはり細やかな周知が必要だと思いますが、こういうふうに組合員以外の方の周知「役場に取りに来てください」とか「ホームページで見てください」ということですが、もう少し細やかにやった方がいいと思います。

例えばですね、消防団や今いらっしゃる防災士の方々に、家庭訪問して周知してもらおうとか、危険区域に住んである方、そういうこともですね、考えていただきたいと思います。

最後になりますが、町長が言われました篠栗の更なる自立を目指して、この項目の中に、「防災に強いまちをつくる」というのがございます。

機能別消防団制度の導入や自主防災組織の強化、防災マップの普及など、防災の総合力を高める意味でも大事であります。

前向きに取り組んでいただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） 約1時間を経過しましたので、ここで休憩といたします。

11時10分より再開します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（阿部 寛治） では、再開いたします。

質問順位4番、田辺弘之議員。

○議員（田辺 弘之） 議席番号6番、公明党の田辺でございます。

今回は、駅周辺の環境整備の推進を質問いたします。

近年、篠栗が新たに生まれ変わる象徴としての二つのものがございます。

篠栗北地区産業団地と篠栗駅東側自由通路、つまり、「ささぶりっじ」です。

私は、篠栗町の北側に住んでおりますので、この二つは、ほぼ毎日目にしており、その変化を実感しております。

篠栗駅東側自由通路「ささぶりっじ」が開通して、来年の1月で2年となります。

町長は、5期目の町政に掲げられた自立宣言ネクストステージの9項目の中でも、高齢者や障がい者も楽しく、ともに生きることが掲げられておりました。

「ささぶりっじ」は、3か所ある昇降口には、11人乗りのエレベーターが設置。通路も車椅子がすれ違えるほど広く、継ぎ目が少なく、バリアフリーで点字ブロックもあり、視覚障がい者の方の歩行の安全と利便性が図られております。

とはいえ、まだまだ不便な点もあり、その一つとして、クリエイト篠栗裏の出入り口から自転車置場を抜け、クリエイト篠栗表側に出る通路は、夜になると照明が当たらず、真っ暗な箇所があります。階段を降りたところからは、照明は2か所、大きく曲がったベンチのところに1か所ありますが、その手前は照明が当たらず真っ暗で、すれ違いの際、急に人影が見えて、特に視力の弱い方や、夜、目の見えにくい方は通るのが心細いとの意見もあります。自転車置き場に接する通路も照明がなく、足元は真っ暗です。

その対策として、

- ①クリエイト篠栗裏の通路の利用者数は。
- ②屋外灯などの設置はできるのか。
- ③クリエイトの壁にLED照明等の設置は可能か。
- ④足元を照らす照明の設置は可能か。

を質問いたします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁をお願いします。

はい、町長。

○町長（三浦 正） 田辺弘之議員の「駅周辺の整備の推進」について、このご質問にお答えいたします。

篠栗駅東側自由通路「ささぶりっじ」は、開通してからお話のように来年1月で約2年になるわけでございます。後に駅北側の交通広場も整備いたしまして、旧駅西側跨線橋を撤去してからは、篠栗町の北と南を繋ぐ跨線橋として、多くの方々に利用していただいております。また、「ささぶりっじ」の北側の階段がクリエイト篠栗図書館廻りの通路に接続したことから、この通路につきましても、通勤・通学等の利用者が増加しております。

「駅周辺の整備の推進」というご質問の中心が、クリエイト篠栗周りのことについてでございます。ご指摘の内容につきまして、私にも直接ご要望の声をいただいておりますが、役場内でも検討を進めているところでございます。

では、具体的な点につきましては、社会教育課長から答弁をいたしますのでよろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 社会教育課長。

○社会教育課長（松熊 大） ご質問のクリエイト篠栗南側の通路の整備についてお答えいたします。

この通路におきましては、平成5年のクリエイト篠栗開館時に、屋外休憩用ベン

チや外灯としての夜間照明を数か所整備しておりましたが、これらの外灯は施設の閉館時間に合わせて、22時に消灯する運用でございました。

本年4月に、この図書館廻りの通路利用者から「暗くて危ない」との改善要望を頂戴しましたので、当面の対策といたしまして、外灯の消灯時間につきましては、JR篠栗駅最終電車に合わせて、午前1時まで点灯を延長することとし、併せて足元の安全確保の観点から、通行に支障があるベンチ2基を撤去いたしております。

それでは、それぞれの項目についてお答えいたします。

まず、①点目の「通路の利用者数は」とのことですが、社会教育課におきましては、クリエイト篠栗の利用者数は把握しておりますが、通路利用者数につきましては把握できておりません。

次に②点目の「屋外灯などの設置はできるのか」、③点目の「クリエイトの壁にLED照明等の設置は可能か」及び④点目の「足元を照らす照明の設置は」につきましては、合わせてお答えいたします。

ご指摘のとおり、図書館廻りの通路の照明は、通勤・通学等の歩行者用としては、まだ暗い部分がございます。町道の延長・動線上であることから、都市整備課と改善に向けた協議を進めているところでございます。

協議内容といたしましては、より通路の安全を確保するために、駐輪場にLED灯4基、パーゴラ付近に2方向のLED投光器1基などを増設し、今年度中に工事を実施する計画でございます。

今後も町のシンボルの一つであります「ささぶりっじ」を多くの方が安全にご利用いただけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） どうぞ、再質問。

田辺議員。

○議員（田辺 弘之） すみません、パーゴラって何でしょうか。

○議長（阿部 寛治） どうぞ。

○社会教育課長（松熊 大） クリエイト南側にあります図書館のところに駐輪場がございますが、その近辺に東屋のような物がございます。

そのことでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） はい、分かりました。

通路の利用者数は、把握してないということですが、私の実感といたしまし

て、「ささぶりっじ」を通る方のほとんどが狭いところを通られて、あそこの駐車場から降りられる方は、数少ないんじゃないかなと思って、やっぱりあそこが混んでいて、今言われたパーゴラ、東屋のところですね、あそこは真っ暗なんですけども、あそこの電気も、ベンチは取られたということなんですけども、あそこはちょうど東屋の木と照明が当たって暗い。あれを下げるのは難しかったと思うんですけども、今回の答弁でいろんなことをされると思いますので、どうか早急にしていただいて、また明るくなって安全に、安心して皆さんが通れるようになることを早急に期待して私の質問を終わります。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 質問順位 5 番、横山 和輝 議員。

○議員（横山 和輝） 議席番号 3 番、横山でございます。

今回も 9 月議会に引き続き、産業団地について質問を行います。

質問に入る前に、質問内容に関し削除させていただく部分がありますのでご了解いただきたいと思います。

産業団地に進出する企業が使用する燃料は、当初プロパンガスの集中配管の計画で施設用地の買上げ価格も決まっていたと聞き及んでおりましたが、その後、電気やバイオエネルギーに変更になったことを聞き漏らしておりました。したがって、ガスに関連する部分を質問から削除させていただきます。

では、質問に入ります。

今年の 9 月議会後に開かれました篠栗北地区産業団地特別委員会において、プロポーザル時に鹿島グループが提出された資料のうち、議会に提出がなかった 7 億円にも上る赤字が記された概算書及び不採用となった大和ハウスグループの提案書の提出がございました。

また、既に契約を締結している 2 社から用地購入代金の繰り延べの要望があったことを知らされました。

そこで、これらの新事実とこれまでの執行部の発言との整合性等を 2 項目に分けてお尋ねしたいと思います。

まず初めの質問は、産業団地事業推進方法に対する疑問と問題点についてであります。

我が町のように大型開発の経験がない自治体が開発を考える場合に、最優先で配慮しなければならないことは、絶対にリスクを負わないことだと考えます。町長にその考えがあったのかについて、順次お尋ねいたします。

一つ目の質問ですが、今回の開発を行うべきか否かの判断を行う場合、福岡県に相談する方法があったと考えます。県には、そのための市町村支援課があり、開発を専門に取り扱っている企業局もあることは当然ご承知のはずだと思います。県に相談されたという話は、今まで聞いたことがございません。何故に、県に相談されなかったのでしょうか。お答えください。

次の質問に移ります。

9月議会での報告で、開発の是非はプロポーザルを吟味し決定したとの発言がございました。プロポーザルには、採用された鹿島グループのほか、大和ハウス工業グループからの提案がありましたが、鹿島グループの方が優れていたと、そして判断したとのことでした。

このことに関し、具体的にお聞きしたいと思います。

一つ目は、審査員の全員が開発経験が全くない役場の現役スタッフだったようですが、通常なら県等に相談し専門家をメンバーに加えるべきであると思います。

なぜそのようにされなかったのかを説明してください。

二つ目の質問ですが、町長及び担当課長は、当初から収支は大丈夫だという旨の発言をされておられたようですが、9月議会で初めて提出された鹿島グループのプロポーザルの概算書を見ると、当初から既に7億円の赤字が記されていたことを知り、ただただ驚くばかりでございました。なぜ議会にこのことを今まで隠されていたのか。また、概算の段階で大きな赤字が見込まれる計画をあえて採用されたのか、お答えください。

三つ目の質問に移ります。

大和ハウス工業グループの計画書を見ても、鹿島グループの計画と全く遜色はないと私自身は感じました。ただ二つの提案には、見逃すことが出来ない大きな違いがあることも分かりました。

それは、大和ハウス工業グループの提案には、造成にかかった費用額で、大和ハウス工業が買取り、自ら企業誘致を行うと明記していたのに対し、鹿島グループの提案では、赤字は進出企業が稼働を始めて生み出す税収を充てるとのことでした。さらに、大和ハウス工業グループには、工事に関してはできる限り地元業者を採用するとまで企画書に明記してありました。

事業のリスクを考えるとなぜ鹿島グループを選ばれたのかが理解できません。

この点の説明を分かりやすくしていただきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 1問目の答弁を。

はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいまの横山議員からの「篠栗北地区産業団地開発事業の採算性の検討内容について」のご質問について、まず私から冒頭申し上げます。

横山議員のご質問にお答えする前に、このご質問の内容につきましては、これまで度々定例会、あるいは特別委員会でご説明をしてきた内容でございます。

令和2年第3回定例会における一般質問で同様の回答をいたしましたし、令和2年9月17日に開催されました篠栗北産業団地整備事業特別委員会においても、既にご説明をさせていただいた内容と重複することになりますのでご了解いただきたいと思っております。

では、ご質問につきましては、まちづくり課長から答弁いたします。

○議長（阿部 寛治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） まず、一つ目のご質問ですが、「我が町のように、大型開発の経験がない自治体が、開発を考える場合に配慮しなければならないことは絶対にリスクを負わないことだと考える。」その考えが町にあったのかとのご質問でございますが、令和元年第3回定例会並びに令和2年第3回定例会において回答いたしましたとおり、篠栗町の更なる発展、次を担う重要な事業であるという認識の下、事業を推進したものでございます。

確かに、開発経験が豊富であれば、それに越したことはございませんが、そのために開発経験がある事業パートナーなどと連携して、諸問題の解決を図りながら、現在に至っているものでございます。

次の開発の是非についての判断を行う場合、福岡県に相談する方法があったのに、なぜ相談しなかったのかとのご質問でございますが、今回の事業は、都市計画法第32条の公共施設の管理者の同意等を得た上で、都市計画法29条の開発行為の許可が必要となることから、福岡県とは、様々な部署とかなりの回数で事前協議を行っているものでございます。

次に、審査員に開発経験がない職員以外に専門家をメンバーに加えなかったのかとのご質問でございますが、これも令和2年第3回定例会の一般質問で回答を差し上げましたとおり、町にとって一番の効果はどのような産業形態の企業を誘致すべきかという点を中心に協議をいたしましたので、その点で経験豊富な職員で対応を行ったものでございます。

次に、プロポーザルの概算書記載の収支が赤字となっていることを議会に提示せず、なぜ採用したのかとのご質問でございますが、これも令和2年9月17日の篠

栗北地区産業団地整備事業特別会計でご説明差し上げたとおり、今回の当該事業は、地方創生を担っている部分もあり、町内の雇用の場の創出や、持続可能なまちづくりを考える上で、町の賑わいづくりが必要であるとの判断から、食品系産業団地を提案した鹿島建設を選択いたしました。

なお、収支が赤字で示されていたものは、鹿島建設が参考価格として出していた土地売買価格であり、不動産鑑定や地価公示価格を勘案しても、更なる上積みは十分期待できるとの判断を行ったものでございます。

なお、資料の提示を行わなかった理由として、プロポーザル時点の収支とその後の設計が少しずつ固まった段階の概算額に乖離があったため、議員の皆様にご迷惑を与える要素があるものという判断の下で提出を行わなかったものでございます。

次に、大和ハウス工業の提案ではなくリスクを冒してまで鹿島建設を選んだのかということですが、前のご質問と重複いたしますので、同様の回答とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問。

横山議員、はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） まずですね、鹿島グループが食品団地で提案してそれが魅力的だったからと。概算書がですね、7億円の赤字ですけれども、それはまだ不動産価格がそれから上乘せするから、そういった話もあるとおっしゃいましたけれども、当初の時点で、不動産価格は分かるのでしょうか。

当初は坪12万円ですか。坪12万円で提出されていたと思うんですけれども、まだその時点では、これが上がるか下がるかは、判断できないはずですよ。それは上がるかのように、それは結果論です。

上がったのは結果論なんですよ。そこから下がる可能性もあったわけです。それをですね、どうやって、鑑定してもないのにその判断をされたのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） この不動産鑑定は、まだ取ってはおりませんでしたが、鹿島建設が示されたのも基本的に鹿島建設が考える相場の金額という形で出てきてあったものです。

その時に、地価公示価格というものが毎年示されますが、それでいきますと、12万円という数字はあり得ないということがありましたものですから、もっと上乘せできるということで判断をしているものでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 当時プロポーザルが募集されて、鹿島建設グループから、こういった企画で行きましようとして提出されました。それが坪12万円の計画です。12万円があり得ないと言いましたけれども、これが7万、8万円だったらあり得ないと思いますけど、それから伸びる可能性があると言えますけれども、12万があり得ないんですか。私はですね、それは適正な価格だと思います。むしろ言い値だと思います。18万円まで上がるはそもそも思ってなかったです。7億円の赤字をです、その採用した理由に、それは当たるんでしょうかということなんですね。

どちらにしても7億円の赤字で決めたんですね。その概算書を見て決めたと言われてます。そこには、坪12万円の価格で提出されたと。坪18万円になるのは、その後で分かったはずです。

なぜ今、最初から分かっていたかのように答弁されるんですか。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） 先ほど申しましたとおり、12万円という区画が本当に適正であるかというところで、地価公示価格を採用して決めたというところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） プロポーザル時、まだ、プロポーザル募集して決定するまで、その間に分かったことなんですか。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） 鹿島建設からこのプロポーザルの金額を示されて、その金額に基づきまして、本当に12万円であろうかというところで、地価公示価格とか、そういったものを調べて判断したものでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 仮にそうだったとしてもですね、なぜそれをまず議会にかけて、議会にかける必要はないですけども、報告しなかったのか。

最初は7億円の赤字で、それを決めましたと。ただ不動産価格が上がりますので、これは総合的に見ればトントンぐらいになりますと、そこら辺を議員にきちんと説明したのか。議員がちゃんと理解したのかですね、そこはきちんと説明されましたか、その辺りは。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） プロポーザルを受けた段階では、まだ未確定の部



分もありましたので、議会の方にはご報告を差し上げておりませんが、その後不動産鑑定価格、こういったものをしっかり取りまして、金額が出たところで、あと事業費も、概概算でありますが出たところで議員の皆様にはご報告差し上げているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） その時説明でさえ、7億円の概算書が出ていますと、鹿島グループからですね、そういった説明はされたんですか、議員は皆さん知っているんですか。私が知らないだけで。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） その段階では、先ほどもお答えしましたとおり、乖離があるというところで、皆様にそういったところをご報告差し上げてないというところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 私が言ったのはそこなんです、7億円の概算書で決めた、それはそれでいいですよ。いいですけども、その後の報告をですね、議会にしていけないことが問題じゃないかと言うんです。なので、今となって言うのもあれですけども、こういう細かいことは、これだけの大型事業をしているわけですから、こういったことを細かく議員に説明していただきますようそこは指摘して終わりたいと思います。

次ですね。

○議長（阿部 寛治） 第2問目。

○議員（横山 和輝） 次の質問に移ります。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） 二つ目の質問に移ります。

進出予定企業等の現在の進出状況と今後の見通しについてお伺いします。

最初の質問ですが、現在のところ進出予定企業で見ますと契約を取り交わした企業は3社であります。そのうち用地代を完済しているのは極東ファディのみとなっております。残りのめんたいこ業のY社と介護関係のK社は、最終支払いをそれぞれ令和3年2月1日と令和3年2月26日に繰り延べてほしいとの請願があった旨の報告が議会にありましたが、その後の経緯については、今のところ報告を受けておりません。2社からの請願を受けた後、町はどのように具体的に対応されたのか。また、その間の借り入れ利息及び令和3年の固定資産税相当分の損失補填について、

取決め等について、どのように記されていたのか、説明していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

町長の記者会見の記事では、残り3事業用地のうち2区画で立地協定が締結されたと報じられております。これらの締結時期と締結企業を明らかにしていただきたいと思います。また、これらの企業と契約を締結した時期及び一時借入金の返済日である来年の3月25日までに用地代の入金が可能か否かについてもお伺いいたします。

三つ目の質問は、土地売払代金と特別会計の歳入歳出についてお伺いします。この特別会計は、令和2年度で完結する会計と認識しております。従いまして、土地売払収入は、担当課の方から提出されております資料に基づくと、31億4,144万4,929円と合致しなければならないと考えます。

このように計算しても、かなりの不足が生じるようですが、この様な予算の編成で法的に問題はないのでしょうか、ご説明願います。

○議長（阿部 寛治） まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） 横山議員からのご質問の「進出予定企業に関する実情及び今後の展望について」お答えいたします。

まず、やまやコミュニケーションズとの土地清算に関する遅延について、あと経緯も含めてでございますが、2社にはどのような対応をしたのか。

その借入利息や令和3年度の固定資産税相当分の損失補填についての取り決め等についての説明をとのご質問でございますが、これも9月17日実施の特別委員会でご説明させていただいたとおり、2社とも新型コロナウイルス感染拡大により国が発出した非常事態宣言を受け、その影響を見極めるために、半年ほどの猶予延長を求められたものでございます。

横山議員が言われるように、やまやコミュニケーションズは、令和3年2月1日、ケアユーは、令和3年2月26日までに納付いただくよう覚書を交わしているところでございます。

なお、借入金に対する利息につきましては、新型コロナウイルスの影響が要因であり、国も企業に対し支援を行っているさなか、本町は応分の負担請求を行うことは、倫理的にも難しいものと考えております。

また、令和3年度の固定資産税相当分の損失補填につきましては、固定資産税の賦課期日は、地方税法第359条並びに篠栗町税条例第66条により、当該年度の

初日の属する1月1日となっており、清算金が未納の状況で引き渡しもできていない土地に対し、固定資産税の応分の負担を求めることなどできないことから、この点も取り決めておりません。

次に、残り3事業用地のうち、2区画で立地協定が締結された締結時期と企業名を明らかにしてほしいとの話ですが、また、来年の3月25日までに用地の入金が可能かどうかとのご質問でございますが、9月17日の特別委員会において、ペーパーでお渡しした資料にも記載しておりましたが、事業用地6の九州製氷株式会社は、令和元年12月24日に立地協定の締結を行い、記者発表も行っておるところでございます。

事業用地4は、令和2年4月15日に協定締結を行っていますが、親会社の承認を得るまでは、企業名の公表は待つてほしいとの依頼がありますので、公表は差し控えさせていただいているところでございます。

事業用地3につきましては、12月2日に購入希望先と面談を行い、立地協定締結に向けて協議を進めておるところでございます。

3月25日までの用地代金の入金については、期日までの入金となるよう現在、協議を進めているところでございます。

次に、特別会計の土地売払収入の計上についてでございますが、まず、篠栗北地区産業団地整備事業特別会計の廃止につきましては、令和2年第3回定例会の一般質問でお答えしましたとおり、起債の償還終了までは、特別会計の廃止は行わないものと考えております。

次に、土地売払収入でございますが、平成30年度及び令和元年度に一部納付されておりますので、令和2年度中に見込まれている収入額は、28億2,452万4,000円余でございます。

令和2年度予算は、第1回補正後において25億521万3,000円を計上しており、3億1,931万1,000円余の余剰がある状況でございます。

この余剰分につきましては、一般会計への繰出金の財源とするか、特別会計の起債の繰上償還に充てるか、などが考えられるところでございますが、町全体の今後の財政状況を勘案して判断すべきものと考えており、状況を見極めながら今年度中に補正予算として計上し、議員の皆様にもご説明差し上げますので、法的には何ら問題がないものと考えておるところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問どうぞ。

○議員（横山 和輝） まず、質問ではなくて確認したいのですが、先ほどの答弁で、

企業から要望書が来て、それは町がですね、覚書を取り交わしているところである。

これは取り交わしたんですか、それとも取り交わしてないんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） これは取り交わしております。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） それは2社ともですね、いつ取り交わされたのか、その協議はいつ行われたのか、いつでしょうか。

○議長（阿部 寛治） まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） この取り交わし時期でございますが、令和2年の7月に両社ともそういう要望がありまして、事前にそのお話も受けておりました。

庁舎内で町の方で協議いたしまして、日程を半年ずらすというところで受けまして、要望書を同じく7月中に取り交わしておるところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） その協議書はですね、情報開示すれば出してもらえるという認識でよろしいですか。

○議長（阿部 寛治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） はい、それは提出可能でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） もう一つ、ちょっと私も聞き逃して、もう一度もしかしたら説明してもらわないといけないんですけれども、言ってみればですね、町が産業団地開発で工事費がですね、払おうとしても払えない。一時借入金で払わないといけないということで、23億借入れしていますね。

それによって、本来、Y社とK社が、期日どおりに支払っていただければ、その分の金額が入ったわけですね。

なので、その分の金額を今借りているところに全部充てれば、少額ですけれども多少の金利は町が負担しなくてよくなったわけですね。

その分の金額はいくらになるのか。

また、先ほど固定資産税も減額はされると思うんですけれども、少しあると思います。いくらか分からないんですけれども、それはいくらになるのか、まず教えていただけてよろしいですか。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） この利息に関しましては、先ほど申し上げたとお

り、その分に関していくらになるかというところは、そこは出しておりませんので、お答えは出来かねるところでございます。

あと固定資産税に関しましても、実質先ほど申しましたとおり、そこら辺の、まだ、公示価格、地価公示価格も出ておりませんので、そこら辺はまだ算出しかねておるというところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） では、覚書を取り交わしたと言いますけれども、その点に関して何も書かれてないと。

ただ、延期したというだけの覚書を取り交わしたんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） 言われるとおり、入金の前算の日をですね、半年遅らしたというような覚書になっております。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 半年遅らせました。ただ町は負担しなくていいものを負担しないといけない。そういった状況でございますね。

極東ファディは、きちんと期日通りに払っている。1月1日になれば固定資産税もかかりますので、これはファディだけがかかるような、そして覚書では、そこら辺を記入してないのであれば、そこは払わないといけないんじゃないですか。その要望書で「遅らせてください」と来ているわけですから。それに対して町が負担をしないといけないわけですよ。その分だけでも損失補填してもらわないといけないと考えるんですけど、その点はどうでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） 先ほど回答させていただきましたとおり、今回の新型コロナウイルスというのは、企業側も想定していない状況でございます。

それを受けてですね、国もこういう形で支援をしたりと、県も支援をしたりという形で動いている中で、今回進出を表明させていただいております企業に対して、その応分の負担というのは、なかなか出来ないものという形で、今回そういったことは明記していないというところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） それだと、その企業がですね、新型コロナウイルスで被害を受けているのは分かります。

ただ、町民も同じですよ。ここ篠栗町だって、新型コロナウイルスの影響を受け

ています。なのに、その会社だけ優遇するような、言ってみれば、払わないでいいんですよ。町民の財産を、払わないでいい財産をそのまま町が負担するっていうことになります。

その場合によっては訴訟になりますよ、払わないでいいのを払うんですから。

町民の財産を使うわけですからそれで。

仮にそうだとした場合、覚書は書いたと言いますが、変更契約をしないといけないんじゃないですか、そういう時には。

いかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） 町民の方というお話もありますが、新型コロナウイルスで影響を受けている企業に対してですね、その分の応分の利息を求めるということは、なかなか世間的にもちょっと難しいものではないかという判断のもとですね、今回やっているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） それは、逆だと思います。

世間的には、払ってもらわないといけないんです。

仮に銀行だったらどうですか。

要望を、支払いませんと、半年延ばしてくださいと。

いいですよっていいですか銀行は。

銀行はなかなか延ばしませんけれども、それによって利息であったり、なんやらですね、被害が受ける側に、負担する側にですね、何かしないといけないんじゃないんでしょうか。

何もかも免除するっていうのは、ちょっと納得ができないんですよ。

それでしたら極東ファディに対してもですね、何かしら免除しないといけなくなりますけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 今、いろいろまちづくり課長とやり取りをいただいておりますが、その遅れたということについて、その金利負担を向こうにさせるということにつきましては、要は、何の負担かっていうことは、先方は、要は売契をこういう手前の事情があるから遅らせてほしいということをお申出になってらっしゃることについて、新型コロナウイルスに関して私どもも、倫理上これはやっぱり仕方ないですね、ということで、撤退されるわけじゃないのであれば、遅らせましょうという

ふうなことを契約上言ったわけです。

ただ、その原資の支払い方について私どもは、要は、土木工事をした若築建設に対して、その合計金額を先に支払わなければいけないので、そのタイムラグがありますから、一借りをしますよということは、当初予算で私どもが予算書に上げることについては、議会の皆様にもご理解いただいてご了承いただいて、それに基づいて一借をして払っているわけです。

ですから、一借をして私どもが応分の利息を払いますよということで年度末まで、3月25日までの一借をしたということと、その企業さんがコロナの関係で売契を遅らせてくださいっていうふうに、最終代金の支払いを遅らせてくださいっていうことは別問題として考えないと、一緒にして、私どもが売契の金額を遅らせることで、その分に対して利息を負担していただくっていうことはちょっと違う話じゃないかなというふうに思います。

それと、極東ファディさんに対して、これについたら何らかの優遇措置をしなくていけないんじゃないかっていうようなお話でございましたが、極東ファディさんとも社長さんと私でじっくり話しまして、当社につきましては、この新型コロナの影響が追い風になった数少ない企業の一つなんですね。

そういうことで「進出される他の企業さんがた大変ですね」という中で、「私どもは、これを当初予定通り買わせていただいて、基本設計、詳細設計に移って4月1日から工事ができるようにしていきたいと思っておりますから、どうぞよろしくお願ひします。」というふうなやり取りをした上で進めているわけで、ただ、当社については、その建設が一番最初に終わる企業となるわけでございますが、そういう個別の企業の問題と、私どもが、いわゆる造成をした企業に払うその資金の調達を一方で特別会計において一借をしたっていうことは、そもそも別の次元の話ではないかというふうに思いますが、その辺については、逆に議員のお考えについてはいかがなものなんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 横山議員。

○議員（横山 和輝） 理屈わかります。

町の事情で一時借入れをして、それで工事費を払ったわけです。その金利がかかるのは、会社にとっては関係ないことかもしれません。金利に関してわかります、それで、その理屈が。

ただ、固定資産税はどうですか。固定資産税は、関係ないでしょう。それを払っていただかないといけないんじゃないですか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 固定資産税は、先ほど担当課長が申しあげましたように、当年度の1月1日に所有権が移転している方に対して請求をするわけでございますから、移転してないという事実があるわけですから、それを請求することは、いかなる場合も出来ないんじゃないでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 今の答弁だと、契約書に反するんじゃないんでしょうかと私は思うんですよ。

契約書には何て書いていますかと。納入期日からですよ、45日までに企業は一括してですね、もう支払いをしないとイケないというわけです。

納入期日はいつですか。それは採決した日、又は次の日、どちらかでしょう。それから、45日以内に、本来であれば、それまでに支払ってもらわないとイケないんです。なので、固定資産税の所有権は移ってないからと言いますが、その理屈からいうと所有権は移るんです、1月1日には。

採決日はいつでしょう。7月ですかね、詳しい日にちまでは覚えてないんですけれども。それから45日、年はまたぎませんので、その理屈、それはおかしいと思います。それは契約書に反することを今、町長は言っていると思いますけど、その点はいかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○町長（三浦 正） 契約書に反するというお話でございますけれども、所有権が移転してない段階で、その移転してない所有権に対して固定資産税を仮に、固定資産税相当額について、費用弁償しなさいっていうことをおっしゃってあるんだらうと思うんですけど、それを私どもは、これは新型コロナ対策を全国的にやっていく中で、企業がそんな中でもあえてこの篠栗町に進出しようと言っている企業に対して、そこまでは踏み込んで私どもはお話し出来なかったということです。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 仮にそうだとしたらですよ、それこそ変更契約を行わないとイケないんじゃないでしょうか。

今は結局、覚書ですよ、覚書を取り交わしていますけれども、やはり契約書は生きるわけですよ。契約書には、45日までに支払いを行わなければいけないという納入期日があるんですよ。

それでしたら、いくらでも延ばせるじゃないですか。その建物を建てるギリギリ



まで延ばしていいじゃないですか。その理屈から言ったら。

ちゃんと契約書にはあるんですから、計画測量が終わって、議決をとって、それから45日までに引き渡すと、向こう側に払ってもらおうと、ちゃんと明記されていますよ、契約書に。

それやっぱおかしいと思います、その理屈は。

○議長（阿部 寛治） 町長。

○町長（三浦 正） 私どもの判断といたしましては、当然契約書にはそういうふうに記載しておりますが、これについては、要は、その部分の支払期限を覚書によって変更したということで、法律上も問題ないという判断をいたしました。今ご指摘があるところについては、再度私どもの関係の弁護士等々と相談して、またお答えしたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 課長何かありますか。

はい、どうぞ。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） 先ほど町長が申しましたとおり、確かに45日という形で当初契約はそんなふうになっております。

今回、当初の変更契約で覚書という形で作ってございまして、そして、それに関しましては、一応弁護士さん介してですね、この書類で問題ないということで、今回進めておるところでございます。

○議長（阿部 寛治） 町長、何かありますか。

○町長（三浦 正） 覚書ですね、一度皆さんにコピーをお渡しますんで、それでご判断いただければと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 最後に、覚書ですけれども、やはり金銭が絡むわけですよ。

それにはですね、本来であれば、私が言ったように固定資産税を払ってもらわないといけないんですけれども、町長のおっしゃるとおり、新型コロナウイルスによって、町はですよ、そこまで請求出来ないんで覚書を交わした。

つまり、金銭が絡んでいるんですよ、これ。それを議会にかけないでどうするんですか。金銭が絡むことを議会にかけて、それを理解してもらわないといけない、採決を取らないといけない。それをしなかったっていうのは、議会軽視と言われても仕方がないと思います。

その点については、いかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 契約に基づく覚書という形での対応でございましたので、議会にお諮りしてはおりませんが、今のご指摘はご指摘として真摯に受け止めたと思います。

○議長（阿部 寛治） よろしいですか。

○議員（横山 和輝） 終わります。

○議長（阿部 寛治） 引き続き、昼休みに入るかもしれませんが、藤木 高裕 君の一般質問を受けたいと思います。

質問順位 6 番、藤木高裕議員。

○議員（藤木 高裕） 皆様こんにちは。

藤木高裕でございます。

日本全国に再び猛威を振るっているコロナウイルスであります。今後、緊急事態宣言が発動されるかもしれないし、否が応でも自粛ムードが広がると思っております。

今回私が質問したいのは、コロナ禍における高齢者の健康維持についてであります。緊急事態宣言が発動されて1か月足らずで「コロナ太り」という言葉が流行しました。前は、湿度や気温が高くなる時期ではありましたが、今回は、乾燥とそして気温が下がり、ただでさえウイルスが流行しやすい時期であります。それに加え、運動不足による体力低下と重なった場合、免疫力が低下し、感染症による重度化は避けられないではないでしょうか。

コロナによるクラスターが各病院で増加した場合、普通の風邪でも症状が悪化しかねません。最悪の事態を少しでも軽減できる対策を取るのが自治体の役目ではないでしょうか。

今はオンラインでの健康サポートのサービスも非常に充実しております。篠栗町として何か独自のサービスを行う予定はあるのでしょうか。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 藤木議員の「コロナ禍における高齢者の健康維持について」というご質問にお答えいたします。

コロナ禍における健康維持に関する取り組みにつきましては、議員がおっしゃいますとおり、従来の日常の活動量を維持することが困難な状況となっております。活動する場や機会が減少している状況が続いております。

特に、ご指摘のありました、冬場の健康づくりに関しましては、更にそのような

状況が深刻化する恐れがあるため、町としても危惧しているところでございます。

ご質問の高齢者の健康維持につきましては、健康課が所管しておりますので、健康課長から答弁をいたしますのでよろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい、健康課長。

○健康課長（栗原 俊孝） それでは、藤木議員の高齢者の健康維持に関するご質問に、健康課からお答えいたします。

健康課におきましても、コロナ禍における健康づくり支援につきましては、従来の来所や対面による健康教育、健康相談に加えまして、オンラインによる事業体制を整備しているところでございます。

既に、子育て支援に関しましては、現在オンラインでの取り組みを始めておりまして、今後、成人・高齢者に対しましても、取り組みを開始していく予定でございます。

また、福祉課におきましても、高齢者の介護予防に関する情報発信として、現在、福岡工業大学との連携事業の一環で「篠栗元気もん情報」を町のホームページ等で通じて、定期的に配信し、健康づくりの啓発を行っているところでございます。

議員がご提案の「各公民館におきまして、W i - F i を整備し、少人数制での健康サポートを検討してはいかがか」とのご指摘につきましては、今後、オンラインによるサポートを進めていくうえで、各区の公民館を利用することは、公民館の設置目的でもあります健康の増進や、社会福祉の増進に大きく寄与するものであります。

しかしながら、本町の各区の公民分館は、自治会館として各区で設置及び管理が行われているものでございます。

そのため、W i - F i の環境整備や運用に係る費用につきましては、各区との協議を必要とするうえ、少人数とはいえ、現在のコロナ禍で高齢者を集めるといった事業につきましては、慎重に考えていかなければならないというところですので、今後の検討課題としていきたいと考えております。

W I T H コロナにおけます新しい健康づくり支援体制や、環境整備に関しましては、今後のコロナウイルスの感染状況を踏まえまして、本町にとって、住民の健康を守るためにはどのような体制をとり、取り組みを進めていくのが一番良いのかを、十分に精査し、検討して事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問ありますか。

どうぞ。

○議員（藤木 高裕） 公民館のWi-Fiは、資金的にも厳しいところあるとは思いますが、是非、安全対策の面からも前向きに進めていただきたいなと思っております。ここから私の提案ではあるんですけど、公民館にWi-Fiが整備されるという条件のもとで、高齢者を集めるといった事業はなかなか厳しいかなとは思っています。

なので逆に、公民館にWi-Fiを設置できていたら、そこから何かイベントをしてオンラインで発信していくということが可能となると思うので、是非ともWi-Fi整備をするという前提だとは思いますが、そういったことを進めてはいかがいかなと思います。

見解をお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、健康課長。

○健康課長（栗原 俊孝） 今、議員がおっしゃいました、各公民館でのWi-Fi設備というところですけども、基本的に公民館は自治公民館となっております。現在所管は社会教育課の方となっております。

社会教育課の方とも、分館長さんたちとも、区長さん含めての協議をしております。今後の対応に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（阿部 寛治） いいですか。

2 問目。

○議員（藤木 高裕） 次の質問に行きたいと思います。

次の質問は、篠栗町の側溝についてです。

ガードレールも何もない側溝を見ては危険だなと感じておりました。

今年ですね、ほかの町民の方が溝に落ちてケガをしたとの話を聞き、これは何らかの対策が必要だと感じました。

そこで今回、年間どれぐらいの被害に遭われているのか。

大雨が降ったとき非常に危険な状態と考えられるが、対策をとる計画はあるのか。

被害に遭われた場所はポールを立てて対策は完了ということなのか。

という三つを質問したいと思います。

お願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 答弁は。

はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） それでは、「篠栗町の危険な側溝について」のご質問にお答えします。

議員ご指摘の「ガードレールも何もない側溝」についてですが、農地の用排水に機能する農業用水路としての側溝と道路との高低差があって、転落等の危険があると理解させていただいたうえで、以降は水路として説明させていただきます。

まず1点目の「年間どれくらいの方が被害に遭われているのか」の質問につきましては、被害報告をいただいた場合での件数としての確認となりますが、問合せ等を含めまして年間1、2件でございます。

事故などにより町の損害賠償保険などの適用に至った件数は、議員もご承知のとおり、ここ数年ございません。

次に、2点目の「大雨が降ったとき、危険な状態になると考えられるが対策を取る計画はあるのか」につきましては、通学路などの歩行者が通行する危険な水路について、行政区などから要請に対しまして、蓋掛けや転落防止柵などの設置を行っております。

また、市街地内で農業用としての機能を終えている水路の場合につきましては、計画的に蓋をかけるなどの工事を実施しております。

3点目の「被害に遭われた場所は、ポールを立てて対策完了なのか」この質問につきましては、道路に並行した水路に対して転落などの危険が生じる恐れがある箇所にガードレールなどの転落防止柵などの施工については可能ですが、水路を挟んで自己の土地に進入されるために設置されました床版（橋）などにつきましては、この限りではございません。

従いまして、注意を喚起するためにポールなどを設置するにとどまっているケースもなかにはございます。

いずれにいたしましても、水路と道路の関係で、高さや深さにより転落の危険性がある場所は数多く存在いたします。

農業用施設の維持管理上の立場から、開放となっている水路に対して、全て安全に蓋をすることは不可能でございます。

また、その水路を挟んで敷地に進入するために設置されました床版につきましては、その所有者が管理する施設となりますので、自己で対策を講じていただかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問があったらどうぞ。

藤木議員。

○議員（藤木 高裕） 水路ということなので、私も水路という言葉を使わせていただきます。

危険な水路ということで、なかなかこの問題は、私も調べたんですけど、急に解決するようなものではないとは思っておりますが、いずれにしても、この年間1、2件の件数が少ないとは私は思いません。

1件がすごく大きな重大な被害になると思っておりますので、是非とも前向きにどうか、どうにかしていただきたいと思い、要望をお伝え質問を終わりたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、散会いたします。

散会 午後 0時06分

令和2年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月11日 (採決)

令和2年 第4回 定例会 会議録

日時 令和2年12月11日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
10番	阿 部 寛 治	11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正		
教 育 長	太 郎 良 順 一	総 務 課 長	立 花 博 友
財 政 課 長	藤 忠 文	会 計 課 長	野 寄 勇
まちづくり課長	熊 谷 重 幸	税 務 課 長	有 隅 哲 哉
収 納 課 長	花 田 篤	住 民 課 長 補 佐	田 村 明 広
健 康 課 長	栗 原 俊 孝	福 祉 課 長	平 山 智 久
産 業 観 光 課 長	井 上 勝 則	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範	学 校 教 育 課 長	浦 上 利 浩
こ ども 育 成 課 長	松 岡 秀 策	社 会 教 育 課 長	松 熊 大

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		



開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、12月7日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、一部文言及び字句等の訂正を行っております。ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載しております議事日程のとおりでございますが、町長より議案の撤回請求が提出されましたので、本日の議題といたします。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、「議案の撤回請求について」を議題といたします。

それでは、町長に撤回理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

それでは、まず、私から議長あて提出いたしましたタブレット記載の議案の撤回請求について、文言を読み上げます。

令和2年第4回定例会に提出いたしました議案第100号については、次の理由により撤回したいので、篠栗町議会会議規則第20条の規定により請求いたします。

記

件名、議案第100号「篠栗町塵芥処理場設置条例を廃止する条例の制定について」

理由、審議中の上程案について、撤回して新しい案を提出したいため。

以上でございます。

それでは、議案の撤回請求について説明を申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案第100号「篠栗町塵芥処理場設置条例を廃止する条例の制定について」は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合施設の稼働により、篠栗町塵芥処理場は、現に運用を行っていないため、本条例を廃止するため提案したものでございました。

総務建設常任委員会においてご審議いただきましたなかで、この施設を解体撤去

する際やこの施設に関する障害が発生した際に、この条例の存在がなくてよいのか等のご意見をいただきました。

執行部といたしまして、慎重に検討した結果、総務建設常任委員会でのご意見を踏まえ、新しい案として提出すべきと判断し、篠栗町議会会議規則第20条の規定により、本議案を撤回するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） お諮りします。

ただいま議題となっております議案の撤回請求について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

従いまして、議案の撤回請求について、許可することに決定いたしました。

日程第2、議案第86号「篠栗町議会議員及び篠栗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第86号「篠栗町議会議員及び篠栗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」

本議案は、公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、令和2年12月12日から施行されることとなり、町村議会議員選挙及び町村長選挙において、条例で定めるところにより、町村が一定の金額の範囲内で選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ作成及び選挙運動用ポスター作成の費用を負担することが可能となることから、当該費用の公費負担に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

本条例に定める公費負担の上限額等は、全て公職選挙法施行令の規定のとおりとなっております。

なお、本条例は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行日である令和2年12月12日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって議案第86号は可決されました。

日程第3、議案第87号「篠栗町立篠栗幼稚園民間移譲先選定委員会設置条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第87号「篠栗町立篠栗幼稚園民間移譲先選定委員会設置条例の制定について」

本議案は、篠栗町立篠栗幼稚園を民営の認定こども園とするにあたり、最も適切と認められる移譲先事業者を選定するため、民間移譲先選定委員会を設置する条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、委員会は、篠栗幼稚園の移譲先について、運営実績、資金計画等の審査を行ったうえで、移譲先を選定し、町長に報告する規定を制定するものです。

なお、本条例は、公布の日から施行されます。

---

---

---

---

---

---

---

---

委員会の中では、「待機児童の解消と幼稚園教育を同時に考えるのはどうか。」





○議長（阿部 寛治） はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） \_\_\_\_\_

○議長（阿部 寛治） はい。

○議員（荒牧 泰範） \_\_\_\_\_

○議長（阿部 寛治） はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） \_\_\_\_\_

○議長（阿部 寛治） \_\_\_\_\_

○議員（荒牧 泰範） \_\_\_\_\_

○議長（阿部 寛治） はい、分かりました。

そのように、委員長ご指摘がありましたので、もうここで質疑は終わります。

そのほかありませんか。

では、質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

はい、反対討論から。

○議員（藤木 高裕） それでは、反対討論をいたします。

本議案は、町立幼稚園を認定こども園とするにあたり、移譲先事業者を選定する選定委員会を設置する条例であります。今後、令和5年に認定こども園を開園するスケジュールにあるように、非常に大切なものであります。

在園児の保護者の方、来年入園される方、そして我々議員への説明、どれも不足しているのではと感じました。町立幼稚園を閉園することを急いでやるべきではなく、じっくりと取り組むべきです。確かに、待機児童の解消は、早急に解決すべき課題であります。しかし、急いだ結果、住民の皆さんを置き去りにし、執行部の皆様だけで進んでいくべきでは決してありません。

以上の理由から、私は本議案に反対いたします。

○議長（阿部 寛治） 次に、賛成討論はありますか。

はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 議席番号6番、公明党の田辺でございます。

私は、本議案に賛成いたします。

今回の選定委員会設置は、急速に増えた待機児童対策として、篠栗幼稚園は、町立のまま幼稚園児の減少に伴う空き教室を認定こども園の保育園として、運営を委ねる民間の業者を選定するものです。

篠栗町では、保育園の希望者が増え、その反面、幼稚園では、希望者が減少してきております。その大きな要因は、少子化対策の有効な政策として、昨年10月から始まった幼稚園・保育園の無償化が考えられます。

制度が始まったばかりで、どんな利点があるのか、問題点があるのか。

公明党は、無償化に対するアンケートを作成し、全国の市町村で、利用者、事業者合わせて2万7,000件以上の結果を集計し、次の施策の参考として取り組んでまいりました。

私も篠栗町の全幼稚園・保育園の事業者と保護者の方に、このアンケートでご意見をいただきました。

その中で保護者からは、「保育料の負担が大きく、幼稚園に通わせていたが、無償化で保育園に預けることができるようになれば、家計的にも助かる」というご意見が最も多くありました。

幼稚園の統廃合に関しましては、議論の余地はあると思いますが、増える待機児童を解消していくためには、選定委員会の設置は、少しでも早いほうが良いと思い

ます。

また、不足する保育士の確保も、民間の方がノウハウがあります。

以上を踏まえて、よりよい民間移譲先を選定するために、本議案に賛成いたします。

○議長（阿部 寛治） 次に、反対討論はございますか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番、荒牧でございます。

本来であれば、他の委員会が可とされた結果でございますので、尊重すべきところでございますが、先ほど文教厚生委員長からお話がありましたように、会期中に御説明をいただきまして、その御説明をよく聞いてみると少し疑義がわいてまいりましたもので、少しというか、大いにわきましたもので、申し訳ございませんが反対討論をさせていただきます。

まず、初めに幼稚園で行われておるものは、幼稚園教育なんです。そして、保育園で行われているのは、あれは福祉事業であって保育なんです。これ、意味合いが絶対違うんです。

それを説明するのが、教育委員会から出てきての説明ならともかく、こども育成課から出てきて、内容が、今、保育園の待機児童が増えていて困ってるんで、それを幼稚園を潰して、要するに潰して保育園に持っていこうというような表現でしたが、そういうナンセンスなことでもらっちゃ困ります。

皆さん方、よく思い出してください。つい半年か1年でしたか、そこら前まで、教育委員会から、篠栗町は3小学校区で3幼稚園3児童館、幼稚園、小学校、中学校、幼小中の一貫教育で篠栗町の質をあげていくんだと説明されましたよ。

それが行財政改革大綱か何か1本出てきたら、いつの間にやらもう幼稚園はどっか飛んでいってしまう。そんなことじゃいけないと思うんです。

やっぱり、幼稚園のニーズがなくて、空き教室があって定員割れしてるなら、定員割れしてる今の状態、現状の子供たちを迎え入れるだけの教室を残して、そして余ったスペースに認定こども園の指定を受けて、幼稚園と保育園、両機能を持たせて運営して行って、どうしても時代のニーズで、最終的に幼稚園がもうそぐわない、要らないんだということであれば、そのとき初めて3園を閉鎖するべきだと思います。

以上のような理由から、この議案には強く反対いたして、討論を終わります。

○議長（阿部 寛治） 続いて、賛成討論はございませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。



本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案８７号は、委員長報告のとおり、可決されました。

以上。

日程第４、議案第８８号「篠栗町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第８８号「篠栗町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、本条例中、地方自治法の規定を引用している箇所について、制定年及び法令番号の記載方法を適正にするため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、制定年及び法令番号を２回記載している部分のうち、２回目分について削除を行うものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第８８号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第89号「篠栗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第89号「篠栗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、個人番号カード利用による印鑑登録証明書の交付を実施することに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスについて、令和3年2月15日開始予定であることから、当該交付に係る規定を追加するものであります。

なお、本条例は、当該交付の開始予定日である令和3年2月15日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第89号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第90号「篠栗町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第90号「篠栗町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、防災に関する様々な重要事項を審議するにあたり、多様な分野や専門知識を有する者を防災会議委員として組織するために、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、消防職員を防災委員に加え、委員の定数を30名に増員するものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第90号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第91号「篠栗町監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第91号「篠栗町監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、監査機能の更なる充実を図るため、現在は議会事務局職員が兼務することとしている監査委員事務局を独立して置くため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、議会事務局職員の兼務規定を見直すとともに、そのことに伴

い、監査委員事務局の職員定数を新たに規定するものであります。

この条例については、令和3年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第91号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第92号「職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第92号「職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、本条例中、他の条例の規定を引用している箇所について、引用方法を適正にするため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、他条例の読み替え規定を改めるものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第92号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第93号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第93号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、本条例中、労働基準法の規定を引用している箇所について、制定年及び法令番号の記載方法を適正にするため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、制定年及び法令番号を2回記載している部分のうち、2回目分について削除を行うものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第93号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第94号「篠栗町職員旅費支給条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第94号「篠栗町職員旅費支給条例等の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町職員旅費支給条例、篠栗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び篠栗町議会議員の議員報酬等に関する条例の3条例中について、鉄道賃やバス運賃等の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、新幹線等利用時の座席指定料金を新たに規定し、グリーン車の利用については、適用基準を規定するものです。

また、福岡市内の支給方法については、バス実費ではなく車賃の実費として支給できるものとするものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第94号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第95号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第95号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和3年1月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、給与所得控除及び公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げる個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないようにする必要があり、一定の給与所得者等が2人以上いる世帯は、当該見直し後においては、保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、一定の給与所得者等の数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を基準額に加える軽減判定基準の見直しを行うものであります。

なお、本条例は、令和3年1月1日から施行され、改正後の篠栗町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第95号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第96号「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第96号「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、個人番号カード利用交付を実施することに伴い、対象となる証明書等交付手数料を定めることのほか、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスについて、令和3年2月15日開始予定であることから、当該交付サービスに係る手数料の額等に係る規定を追加するもののほか、廃止された個人番号通知カードの再交付手数料に係る規定を削るものであります。

なお、本条例は、当該交付サービスの開始予定日である令和3年2月15日から施行されますが、当該交付サービスに係る規定以外の規定については、公布の日から施行されます。

当委員会にて慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。



本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第96号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第97号「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第97号「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、施設の老朽化に伴い、勢門幼児プールを廃止する必要性が生じたため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、勢門幼児プールの循環ポンプ、濾過機、プール底面シート等の主要設備が経年劣化により使用出来なくなったこと、及び近年の熱中症や新型コロナウイルス感染拡大防止への対策により、利用状況を鑑み、当施設を廃止するものです。

当施設の廃止は、2019年12月に策定されました篠栗町行財政改革大綱に基づき実施いたします。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第97号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第98号「昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第98号「昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする条例を廃止する条例の制定について」

本議案は、昭和天皇の大喪の礼は、平成元年2月24日に行われており、その日を休日とする条例であることから、その目的を終えたものとして、本条例を廃止することについて、議会の議決を求められたものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第98号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第99号「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する等の条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。  
古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 99 号「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する等の条例の制定について」

本議案は、町職員において、労務職として採用しているものがおらず、今後も正規職員として採用する見込みがないことから、その目的を終えたものとして、本条例を廃止することについて、議会の議決を求められたものであります。

また、関連条例については、引用法律名の一部改正することを併せて行うものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 99 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 101 号「篠栗町町民農園設置条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 101 号「篠栗町町民農園設置条例を廃止する条例の制定について」

本議案は、篠栗町中央 4 丁目 23 番地 1 に設置されたりフレッシュ農園ささぐりを令和 2 年 3 月 31 日に閉園したことにより、その目的を終えたものとして、本条例を廃止することについて、議会の議決を求められたものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第101号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第102号「公有林野官行造林条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第102号「公有林野官行造林条例を廃止する条例の制定について」

本議案は、公有林野等官行造林法により、国と篠栗町が契約した官行造林地が存在せず、今後も契約締結の予定がないため、その目的を終えたものとして、本条例を廃止することについて、議会の議決を求められたものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第102号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第103号「工事請負変更契約の締結について」〔校内通信ネットワーク整備工事〕を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○文教厚生常任委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第103号「工事請負変更契約の締結について」

本議案は、校内通信ネットワーク整備工事について、458万4,800円を増額し、総額8,378万4,800円で旭陽電気株式会社と変更契約を締結するもので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものです。

主な変更内容は、各学校の校舎及び体育館の電波状況を精査し、状況に応じてアクセスポイントを5か所増設、また、遠隔授業等の可能性を踏まえ、安定した通信環境を整えるため、現在は各校100メガバイト程度のインターネット通信容量を1ギガバイト程度に増強するための変更であります。

当委員会の中で、今回の変更工事の内容において、アクセスポイントを常設している点については、なぜ当初の設計でわからなかったのか疑問があり、賛成できないとの反対討論がありました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員(荒牧 泰範) 申し訳ございませんが、通信容量の変更とその額を分かれば教えていただけますか。変更理由と。

通信容量の変更理由とその額を教えていただけますか。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 通信容量の変更でございますが、コロナ禍が深刻化していく中で、学校の臨時休業等の緊急時においても、遠隔授業等 I C T の活用により、家庭でも学習を継続できる家庭環境整備のために、各学校のインターネットの回線容量を増幅するものであります。

金額については。

○議長（阿部 寛治） 後ほど報告しますか。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） いいですか。

よろしいですか。

○議長（阿部 寛治） 良いですかそれで。

○議員（荒牧 泰範） はい。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ほかに質疑がありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

○議員（藤木 高裕） 議長。

反対討論があります。

○議長（阿部 寛治） 戻りましょう。

討論はありませんか。

反対討論をどうぞ。

○議員（藤木 高裕） 議席番号 2 番、藤木高裕です。

私、この議案第 1 0 3 号に反対討論をいたします。

本議案はアクセスポイントの増設とインターネットの通信速度の増強のための変更契約であります。

締結先とは、本年に 7,920 万円で契約しており、仕様書の整備範囲には、校内 L A N は、今後 1 人 1 台のパソコン整備や、遠隔教育、動画等を活用した授業スタイルに対応できるよう、想定される最大限の同時利用があっても遅延の発生しない快適な通信環境を整備すると明記されてあります。

変更での増設工事は、この本年結んだ契約で賄うべきであり、今回の追加工事分の費用を負担することは、到底容認出来ません。

以上の理由から、本議案に反対いたします。

○議長（阿部 寛治） 次に、賛成討論はございませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第103号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第104号「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第104号「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3億9,237万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ141億2,799万7,000円とするものです。

主な歳入、歳出及び繰越明許費、債務負担行為、地方債については、全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第104号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第105号「令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第105号「令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」

本議案は、令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ3,262万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,749万9,000円とするものです。

補正予算の内容は、人件費のほか、令和元年度分の精算に伴い、県補助金等の額が確定したことによる返還金の増額補正、また前年度繰上充用金の額の確定による不用額の減額補正であります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第105号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第106号「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。



○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第106号「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」

本議案は、令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、歳入歳出それぞれ117万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,145万4,000円とするものです。

補正予算の内容は、人件費のほか、令和3年1月1日施行の個人所得税の見直しに対応するためのシステム変更委託料及び令和2年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定による増額補正であります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第106号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第107号「令和2年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第107号「令和2年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」

本議案は、令和2年度篠栗町水道事業会計に、既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出において、収入に474万1,000円を増額し、収益的収入の総額を5億4,244万6,000円とするもの。

また、支出に472万1,000円を増額し、収益的支出の総額を5億4,046万6,000円とするものであります。

なお、収益的支出額に対し198万円の黒字予算とするものであります。

予算の内容は、収入において、水道料金の減免及び水道施設移転補償費、支出において、配水管仮設工事費及び人件費の補正でございます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第107号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第108号「令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第108号「令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）について」

本議案は、令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計に既決の予算、第3条に定めた収益的収入及び支出において、支出から9万3,000円を減額し、収益的支出の総額を8億8,406万円とし、収益的支出額に対し568万4,000円の黒字予算とするものであります。

予算の内容は、人件費の減額補正でございます。

また、既決の予算第4条に定めた資本的収入及び支出において、支出800万円

を追加し、資本的支出の総額を6億7,945万9,000円とするものであります。

なお、資本的支出額に対し不足する額1億8,119万9,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

予算の内容は、下水道工事の変更に伴う増額補正でございます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第108号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、各常任委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

本会議中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

ここで町長何か発言することがありましたら、許可いたします。

はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和2年第4回定例会の閉会にあたり、ご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

「篠栗町議会議員及び篠栗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」をはじめ条例の制定17件、「工事請負変更契約の締結について」1件、令和2年度補正予算5件の上程いたしました23議案のうち、取り下げました議案第100号「篠栗町塵芥処理場設置条例を廃止する条例の制定について」を除く、22議案につきまして、可決・承認いただきましたことに感謝申し上げます。

本定例会に上程いたしました議案の中に、既に、その役目を終えたと思われる条例や表現が適切でないと思われる条例を整理したいとの思いから8議案を上程いたしました。議案第100号「篠栗町塵芥処理場設置条例を廃止する条例の制定について」は、総務建設常任委員会において、旧処理施設を完全に解体し、跡地を有効に活用するまでは条例を廃止すべきではないとのご意見をいただきました。

執行部といたしましても、そのように対応すべきであると判断したことから取り下げさせていただきました。今後はかかることのないよう、議案については慎重に検討を重ねたうえで上程するよう努めますので、何とぞよろしくお願いいたします。どうも申し訳ありませんでした。

また、議案第87号「篠栗町立幼稚園民間移譲先選定委員会設置条例の制定について」は、様々なご議論をいただきました。これまで1年間ほどかけて文教厚生委員会、あるいは全員協議会において、町立幼稚園の1園廃止、1園の認定こども園化については、ご説明申し上げてきたところでございますが、広報等で町民の皆様へ周知するこの時期に、今回の町立幼稚園改革に対する在園児や入園予定児の保護者層からの不安の声などが議員の皆様へ直接届いたものと受け止めております。

町といたしましても、今後も他町に前例のない取り組みを行うことも度々あるかと存じます。その際には、総務建設・文教厚生両常任委員会には、詳細に具体的

な内容、日程等をご説明していきますので、その過程において十分ご議論いただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用につきましては、議案第104号「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）について」の中でご審議いただきました。

今回の補正予算につきましては、「オアシス篠栗サテライトオフィス化事業」「水道料金の1か月分減免事業」本年4月28日以降の新生児へ1人当たり10万円を交付する「特別定額給付金事業」「高校生等子育て世帯支援事業」、町内小・中学校の全普通教室に電子黒板と附属設備を設置する「GIGAスクール事業」、コロナ禍において篠栗町の魅力が再確認され、増加し始めたお客様へのおもてなしのための「観光拠点（お遍路カフェ）の開設支援事業」等に取り組むこととし、総額2億800万円余の臨時交付金をあてることをご承認いただきました。

感染拡大の第3波がきている状況でございますが、国においても来年度早々のワクチン接種開始によって、この国難を乗り切ろうと知恵を絞って対応していただいているところでございます。

篠栗町におきましても、今後予定されている第3次交付金も含め、「新型コロナウイルスの感染拡大防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的とする」という臨時交付金の趣旨に沿って、新たな事業を取り組んでまいりたいと考えております。議会におかれましても、このような事業はどうかとのご意見を引き続きご検討いただき、ご提案いただければ幸いです。

令和3年第1回定例会、あるいはそれ前に、緊急を要すると判断した場合には、臨時議会でのご審議をお願いすることもあろうかと存じますが、何とぞよろしくお願いいたします。

いよいよ令和3年度の当初予算案を執行部内で固める時期となりました。令和2年度は「新型コロナ感染症対策」として、ほとんどの事業・行事を中止、縮小して取り組み、それについて、議会からもやむなしとのご判断をいただきました。

しかしながら、新型コロナウイルスの対応基準がある程度定められた現時点においては、ここまで予防・対策をしっかりしておれば、一定の社会活動・経済活動は行なうべきという認識が定着しつつあります。そうした点を踏まえて、過度に事業を中止あるいは縮小して、町民の皆様を萎縮させてしまい、その結果、町の活気が消えてしまうといったことのないよう、当面消滅する見込みのない新型コロナウイルス

と上手く付き合うWITHコロナに知恵を絞って事業案を作り上げたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、11月30日の第5回臨時会の際にも申し上げましたが、私の隣にいつも着席しておりました松田秀幹副町長が、11月19日に逝去されました。大変残念なことではありますが、受け止めるしかありません。ついては、ご遺族と篠栗町職員互助会との合同で、12月26日午前11時から、クリエイト篠栗大ホールにてお別れの会を取り行うことといたしました。議員の皆様におかれましてもご出席いただき、献花の花を手向けていただければ幸いに存じます。何とぞよろしくお願いいたします。

来年も町職員一丸となって諸課題の解決と「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の達成に向けての一つひとつの計画を着実に推進すべく努力してまいりますので、議員の皆様におかれましては、引き続きご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

今年も残すところ二十日でございます。どうぞ来年も皆様にとって良い年となりますよう祈念申し上げ、篠栗町議会令和2年第4回定例会の閉会の挨拶といたします。長期間のご審議どうもありがとうございました。

そして、今年1年間、どうもありがとうございました。終わります。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和2年第4回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時24分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

---

篠栗町議会議員

村瀬 敬太郎

---

篠栗町議会議員

今長谷 武和

---